

◎議 事 日 程（第1号）

平成18年3月3日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 愛西市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 愛西市地域づくり振興基金条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 愛西市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 愛西市社会福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止について
- 日程第24 議案第20号 愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第21号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

- 日程第26 議案第22号 海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第27 議案第23号 海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第28 議案第24号 海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第29 議案第25号 海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第30 議案第26号 海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更について
- 日程第31 議案第27号 海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第32 議案第28号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第33 議案第29号 平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議案第30号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第31号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第32号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第33号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第34号 平成18年度愛西市一般会計予算について
- 日程第39 議案第35号 平成18年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第40 議案第36号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第41 議案第37号 平成18年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第42 議案第38号 平成18年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第43 議案第39号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第44 議案第40号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第41号 平成18年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第46 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第47 請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について
- 日程第48 陳情第2号 医師・看護職員確保対策の充実についての陳情について
- 日程第49 陳情第3号 精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情について

- 日程第50 陳情第4号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情について
- 日程第51 議案第22号 海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第52 議案第23号 海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第53 議案第24号 海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第54 議案第22号 海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第55 議案第23号 海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第56 議案第24号 海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（55名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	翠川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博翠君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
22番	後藤和巳君	23番	翠川靖雄君
24番	堀田清君	25番	中島義雄君
26番	桜井敏彦君	27番	佐藤克典君
28番	佐藤肇君	29番	加藤和之君
30番	黒田勝一君	31番	大河内通彦君
32番	古江寛昭君	33番	祖父江ゞ君

34番	飯田正之君	35番	後藤芳徳君
36番	大島功君	37番	大宮翠満君
38番	永井千年君	39番	黒田国昭君
40番	大鹿一夫君	41番	中村文子君
42番	伊藤典之君	43番	大河内克見君
44番	加藤敏彦君	45番	加賀博君
46番	宮本和子君	47番	林輝光君
48番	横井滋一君	49番	石崎たか子君
50番	伊藤米郁君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
55番	加藤正利君	57番	金森懿市君
58番	柴田義継君		

◎欠席議員（2名）

21番	井桁憲雄君	51番	堀田幸比古君
-----	-------	-----	--------

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
秘書室長	佐藤信男君	総務部長	中野正三君
企画部長	石原光君	教育部長	八木富夫君
経済建設部長 市民生活・	篠田義房君	上下水道部長	若山富士夫君
保健部長	藤松岳文君	福祉部長 佐屋	水谷正君
消防長 立田	古川一己君	総合支所長 八開	加賀和彦君
総合支所長 佐織	伊藤忠俊君	総合支所長	飯田十志博君
総合支所長	山崎敏次君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（横井滋一君）

皆様、おはようございます。

平成18年3月愛西市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位にはそれぞれ御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

昨年4月1日に合併して以来、はや12ヵ月目に入りまして、いわゆる私どもの在任特例期間の最後の定例議会となったわけでございます。

提出されました議案等につきましては、5件の条例の制定を初め条例改正、また補正予算、あるいは18年度の新予算等、大変多くの議案が上程されております。議員各位におかれましては、綿密、周到な御審議の上に妥当なる決断を下していただきたいと切望するものでございます。

また、議会運営に際しましては、今回も格段の御協力を賜りますことをお願いいたしましたし、簡単でございますけれどもごあいさつといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

それでは、本日の御案内の定刻になりました。

21番の井桁憲雄議員と51番の堀田幸比古議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、11番・田島長生議員、12番・青山治重議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成17年12月26日、平成18年2月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告させていただきます。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会を去る平成17年12月26日と平成18年2月24日に委員全員と正・副議長さんにも御出席をいただき、開催をいたしました結果、会期は本日3月3日から3月23日までの21日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

**○議長（横井滋一君）**

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より23日までの21日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より23日までの21日間と決定いたしました。

なお、議案第22号、議案第23号、議案第24号につきましては、本日議決する予定でございます。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

まず最初に、海部南部水道企業団議会議員の大河内通彦議員、お願いたします。

○31番（大河内通彦君）

海部南部水道企業団の議会報告をさせていただきます。

まず平成17年の第4回定例会が開催をされました。

そのときは4本の議案が提案されましたが、いずれも職員の退職手当の増減に関する提案、あるいは規約の変更という条例案の改正でございました。いずれも全員賛成で可決をされております。説明は割愛をさせていただきます。

次に、平成18年第1回定例会が2月27日から会期が約1ヵ月、3月28日までの会期ということで開催をされました。お手元の資料には1号から5号までの議案しか載っておりませんが、実は第6号まで6本の議案が提案をされました。

まず第1号から第4号までは、先ほど言いましたように退職職員の退職手当、あるいは規約の改正という条例案の改正でございましたので、説明は割愛をさせていただきます。

次に第5号の補正予算でございますが、今回も追加補正が出ました。

まず16万6,000円の減額補正が出されました。この件につきましては、消費税及び地方消費税の減額ということでございました。次に追加補正といたしまして、過年度分の水道料金等の修正の支出ということで458万1,000円の追加でございます。これに伴う消費税及び地方消費税が22万9,000円、合計481万円の追加補正でございました。この481万円から先ほどの16万

6,000円を引きますと合計 464万 4,000円の追加補正ということでございました。この件につきましても即日採決されまして、全員賛成ということで可決をいたしました。

次に、お手元の資料にはないんですが、18年度の当初予算案も提案をされました。

そして、28日に委員会が開催をされまして、いろいろ説明を受け、工務委員会、あるいは総務委員会も委員会といたしましては可決をいたしておりまして、3月28日の全員の議会でも可決をされる見通しでございます。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島水防事務組合議会議員の堀田 清議員、お願いいたします。

○24番（堀田 清君）

海部津島水防事務組合、18年2月15日午前10時より弥富町の総合福祉センターで開催をされました。

専決第1号から第4号につきましては、質疑もなく全員賛成をもって可決されました。

議案第1号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございますが、これも質疑もなく全員賛成をもって可決されました。

議案第2号：海部津島水防事務組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これも質疑もなく全員賛成を持って可決されました。

第3号の海部津島水防事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監査委員の報酬が上げられているがという質疑がありましたが、これは監査の日程がふえたためであるという答弁があり、全員の賛成をもって可決されました。

議案第4号：平成17年度海部津島水防事務組合一般会計補正予算についてでございますが、これは県の補助金14万円が減額されたということで、一般財源からの振りかえによるものでございまして、補正後の予算総額 3,232万 8,000円でございます。これも全員賛成をもって可決されました。

議案第5号：平成18年度海部津島水防事務組合一般会計予算、歳入歳出予算についてでございますが、この質疑に市町村の分担金の均等割が不公平ではないかという質疑がありましたが、均等割を30%から20%に下げたという答弁がありました。これも全員賛成をもって可決されました。以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島環境事務組合議会議員の古江寛昭議員、お願いいたします。

○32番（古江寛昭君）

海部津島環境事務組合の議会報告をいたします。

平成18年第1回定例会でございまして、2月20日に海部津島環境事務組合新開センターで開催されました。

議案としまして、第1号議案が平成17年度海部津島環境事務組合一般会計補正予算であります。減額補正でございまして、3億 1,331万 8,000円の減額でございます。内訳としまして、総務費が 1,936万 8,000円、処理場費が 2億 9,395万円の減額でございます。この減額につき

ましては、企業努力ということでもございました。

それから議案第2号につきまして、平成18年度海部津島環境事務組合一般会計予算でございます。予算総額44億2,518万8,000円の一般会計予算でございます。

いずれの議案につきましても、全員賛成をもって可決、決定されました。

次に、経過報告につきましては、各自配付のとおりでございますので、各自で朗読していただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、海部地区休日診療所組合議会議員の飯田正之議員、お願いいたします。

○34番（飯田正之君）

海部地区休日診療所議会から報告させていただきます。

平成18年2月22日に海部地区休日診療所で行いました。

平成18年第1回定例会でございますが、議案第1号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、全員賛成でございます。第2号議案：海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決をされました。

第3号議案の平成17年度海部地区休日診療所組合一般会計補正予算。減額でございますが、これは駐車場を診療所の西北に建設する予定でございましたが、県の指導により診療所の東につくれということでございまして、東側は運送業者が借地で借りておりまして、なかなか話がつきませんでした。ようやく話がつき、今年度は工事ができ得ませんので減額補正をさせていただきました。

次に、第4号議案：平成18年度海部地区休日診療所組合一般会計予算につきましては、中身は同じく駐車場でございます。

ただいま言いましたように、東側の土地が運送屋の理解によりまして建設できますし、また地主もこれに同意をさせていただきましたので、建設をいたします。今、診療所は18台の駐車場しかございませんが、1日に多い日は220名もおいでになりますと、非常に駐車場に困るということで、今回68台の駐車場が今年度できます。全員賛成でございました。

第5議案愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についても、全員賛成されまして可決されました。以上をもちまして、休日診療所組合から報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成17年11月から平成18年1月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。

また、市長より愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。

それぞれの写しをお手元に配付をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・市長の招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

少しは暖かくなりつつ、またけさは冷え込みも厳しかったようであります。そんな繰り返しで3月に入りました。

本年の3月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては年度末何かと御多用の中御出席をいただき、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

最初の議会に当たりまして、所信の一端を述べさせていただき、市議会並びに市民の皆様にご理解を賜りたく思います。

最近の経済見通しによりますと、平成18年度は消費及び設備投資は引き続き増加し、我が国経済は民間需要中心の緩やかな回復を続けるとされており、物価についてもデフレ脱却の展望が開け、消費者物価もわずかながらプラスに転じるとされており、完全失業率も若干低下するとの見通しがされておりますが、原油価格の高騰など不安定な要素もあり、経済情勢の好転にまで至らなく、地方財政の厳しさも引き続き続くものと考えられます。

今の通常国会において、総理大臣が方針演説の中で「改革なくして成長なし」の一貫した改革を続行し、簡素で効率的な政府の実現を述べ、国から地方への方針のもと、3兆円の税源移譲、地方交付税の見直し、4兆7,000億円の補助金改革の実施を言い、税体系全体にわたっての見直しの考え方を示しております。改革の推進とともに国民に財政のあり方に対する理解を求めているところであります。

一方、愛知県の新年度予算編成を見ますと、この地方の経済動向は総合的に見て引き続き回復しているとしながらも、先行きにつきましては海外経済の動向及び原材料価格上昇の影響などの注意の必要性を言っておりまして、県の財政状況の見直しについては個人県民税等の増収を見込んでいます。反面、地方交付税は大幅減となり、義務的経費も確実に増加をし、基金繰入運用を行われなければならない、厳しい財政状況が続くとしております。

そうした中にありまして、引き続き安心・安全な社会づくりのために、治安・防災対策等を盛り込んだ予算となっております。

私ども愛西市も、発足して早くも1年を迎えようとしております。ことし4月からはシルバー人材センターと商工会の合併が整い、これで公共的な団体の市一本化が完了することとなり、愛西市の一体的な発展が進むものと期待をしております。

そこで、本市の当初予算編成の方針といたしまして、地方財政を取り巻く環境が依然として厳しくかつ不透明な状況下のため、これに耐え得る行財政基盤の確立をするため、株式会社愛西市役所、職員意識改革等を踏まえ、コスト意識のもとに行政サービスの提供を考え、予算の

編成を行いました。

平成17年度予算は、合併前の旧4町村が取りまとめ編成したものを引き継いだ形でありまして、18年度が愛西市としての本格的予算編成を行ったものと考えております。

新年度の一般会計と特別会計及び水道事業会計の総額は387億2,219万5,000円で、前年比3.7%の減となっております。

一般会計を主に申し上げますので、よろしく願いをいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は201億円で、むだを省きながら予算編成に取り組みました。アスベスト問題、耐震補強といった緊急を要する事業もあり、平成17年度予算に対して7.0%の減であります。未収金、未払い金を差し引いた実質の比較は約2.1%の減といった予算規模となっております。

機能的かつ合理的な都市環境を形成する都市基盤整備のための施策として、愛西市斎場について検討する委員会の予算、鉄道、道路など交通体系整備のため、永和駅周辺現況調査及び勝幡駅周辺整備物件調査の委託料を計上しました。

また、藤浪駅西の都市計画街路（佐織・津島・佐屋線）新設改良工事等道路維持、新設改良にも力を注いでまいります。

安全・安心して生活できるまちを目指し、八開地区及び立田地区の一部において防災行政無線、移動系であります。整備し、今後、デジタル化移行に向け愛西市を一本化した無線整備を行い、災害時に備える方向で整備を進めます。

福祉施策といたしまして、八開地区に児童クラブ施設を建設し、学童保育や親子教室などの事業を進めてまいります。また、既存の公共施設を有効利用して、母子通園事業を市の北部でも行い、幼児の居宅支援事業を充実してまいりたいと存じます。

教育関係におきましては、小・中学校の耐震補強工事は年次計画をもって最優先事業として継続し、また、教育関係施設等のアスベスト除去工事につきましては、立田体育館競技場屋根裏部分、これは困り込み済みはしてありますが、これの耐震補強工事にあわせて行うため、次年度以降の対応をいたしたいと思っております。この1施設を除きましてすべて対策を講じることといたしました。

健全な行財政基盤の確立と住民ニーズにこたえるため、総合計画、男女共同参画プラン、行政改革大綱の策定のための予算を計上させていただきました。

その他に市議会議員一般選挙費、巡回バス調査委託料、愛西市歌・音頭制作費、市の花・木制定費及びAED除細動器などの予算の計上をいたしております。

また、土地取得特別会計では、市役所の駐車場の不足により来庁の市民の皆様に御不便をおかけしております。このため、公民館駐車場東側に用地を確保するための予算をお願いしました。

介護保険特別会計保険事業勘定におきましては、介護保険制度の改正により影響も大きく、地域包括支援センター運営のための職員配置を初め介護保険料の改正による負担増も避けられないものでありまして、高齢社会を見据えた予算編成とさせていただきます。

予算の概要書をお手元に示させていただきますので、よろしく願いをいたします。

本議会には、条例制定、改正、18年度予算、17年度補正予算など41議案と人権擁護委員候補者推薦の諮問案をお願いしております。いずれも市政遂行に重要なものでございます。よろしく願いを申し上げます。

そして、提案を申し上げております議案につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきます。各議案とも十二分に御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第1号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

それでは、議案第1号をお願い申し上げます。

愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。

愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成18年、本日、市長提出でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、条例等の規定に基づく申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

##### ○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方から、議案第1号：愛西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

今回、この条例の制定につきましては、書面で申請あるいは届け出をしなければならないと市の条例等で規定されている手続につきましても、オンライン化、いわゆる書面によって行われている申請、届け出等の行政手続を電子申請届け出システム、この届け出システムの関係につきまして、愛西市は昨年7月22日より運用を開始しております。この届け出システムによりまして、インターネットを使って申請等を可能とすることにより、市民の利便性の向上、また行政運営の簡素化及び効率化を図るという一つの目的で制定をお願いするものでございます。

それでは、個々の条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条、目的の関係でございます。

本条例がインターネットによるオンラインシステムを利用して行う行政手続を可能とするた

め、署名を意味する用語のある条例等に対しまして共通的に適用される特例規定として、今回このような条例の制定をお願いするものでございます。

それで、第1条条文中に「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」と規定をさせていただいておりますが、この電子情報処理組織を使用する方法とは、いわゆる申請または処分通知等を市の基幹のコンピューターと、それから市民のパソコン等をインターネットで接続をいたしまして、オンラインで行う方法を意味しておるわけでございます。また、その他の情報通信の技術を利用する方法とは、電磁的記録に記録されている事項を縦覧したり、電磁的記録を作成し、または保存するという意味で、こういった規定の整備をさせていただいております。

それから第2条の定義の関係でございますが、これは(1)号から2ページの関係でございますが(10)号の関係まで、これはこの条例に出てまいります用語の定義について、それぞれ(1)号から(10)号まで定義づけをさせていただいているものでございます。

それから、次に第3条、電子情報処理組織による申請等の関係でございます。

まず第1項の関係でございますが、条文中に「他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、規則等で定めることにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる」といった規定を設けておるわけでございますが、これは市の条例等の規定の中に申請書、届け出書、あるいは記載するといったような署名を意味する用語が用いられている申請書等につきましては、条例とはほかにこれは規則等で定めることになっておりますけれども、規則等で定めたものに限り、いわゆるオンライン化で申請等ができるという内容でございます。

次に、第2項の関係でございますが、これも条文中に「当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する」と、こういった規定を設けているわけでございますが、この内容につきましては前項、いわゆる第1項でいう規則等で定められました条例等のオンラインによる申請等につきましては、その申請に関する条例等の書面等により行われたと、この分についてはみなし規定について規定の整備をしたものでございます。

次に、第3項の関係でございますが、第3項はオンラインにより行われた申請等は市の機関が使用する電子計算機の受け付けシステム等に備えられましたファイルに記録が完了したときに申請等が到達したものとみなすという、これは申請等の到達についてこの規定を定めたものでございます。

次に、第4項の関係でございますが、条文の後段に「氏名または名称を明らかにする措置であって、規則等で定めるものをもって当該署名等にかえさせることができる」という規定を設けておりますが、これはオンラインで申請を行う場合で、条例等で署名等を義務づけているものにつきましては、規則等で定めるもの、例えば電子署名等で代替可能とできますよというような内容について条文の整備をしたものでございます。

それから、3ページの関係で第4条、電子情報処理組織による処分通知等の関係ございま

すが、第1項の関係につきましては、処分通知等について定めたものでございます。

前条、これは第3条第1項と同様に規則等で定めるものに限りオンライン化ができる旨について定めたものでございます。

第2項は、前条、いわゆる第3条第2項と同様にみなし規定について規定の整備を図ったものでございます。

第3項は、処分通知等を受ける者が使用するパソコンに備えられたファイルへの記録が完了したときに到達したものとみなすという、いわゆる処分通知のデータの到達について規定を整備したものでございます。

第4項は、前条の第4項、いわゆる第3条と同様でございますが、氏名または名称について代替可能とする規定について定めるものでございます。電子署名等で可能ですよという意味について定めたものでございます。

第5条の電磁的記録による縦覧等の関係でございますが、第1項におきまして、これも条文中の関係でございますが、「当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる」という規定を設けておりますが、これはオンラインシステムで縦覧事項を画面に表示して縦覧したり、また電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を縦覧することができるということについて定めたものでございます。

以下、第2項は前条、第3条第2項と同様の内容でみなし規定について定めたものでございます。

続きまして、3ページの下段の方に、電磁的記録による作成等の関係でございますが、第1項につきましては、いわゆる規則等で定めたものに限り、書面等の作成にかえて磁気テープや磁気ディスク等による作成を行うことができる旨について規定を設けたものでございます。

4ページの方をお開きください。

第2項につきましては、これも第3条第2項と同様にみなし規定について定めたものでございまして、第3項につきましては、これも第3条第4項と同様に氏名または名称については代替可能とする規定について定めたものでございます。

第7条、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表ということで、電子申請届け出システムの使用状況の公表について定めたものでございます。

公表の方法につきましては、ホームページあるいは広報等が考えられますが、そういった方法を用いて公表をすることになるかというふうに考えております。

それから附則の関係でございますが、第1項、施行期日の関係です。この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

第2項の関係につきましては、今回の条例の制定をお願いする関係で、いわゆるその関係条例の一部改正として、愛西市行政手続条例の一部改正について附則の中で改正をお願いするものでございます。この改正につきましては、国の行政手続法の改正が行われましたことに伴い、それにあわせて改正をお願いするものでございます。

それでこの関係につきましては、別添資料ということで新旧対照表の方をお配りさせていた

だいております。申しわけございませんけれども、そちらの方をごらんいただきたいと思っております。

第8条の関係でございますが、理由の提示という、愛西市の行政手続条例の中にこういった規定があるわけでございますけれども、今回の改正につきましては、いわゆるその改正後の条文、傍線が引いてございますが、その部分が改正となります。いわゆるその他の申請内容の字句を加えるという改正をお願いするものでございます。これは記載された申請書、いわゆる添付書類のほかに、電子申請届け出システムを使ってこういったシステムを行うことができるという申請等についてつけ加えたという内容でございます。

続きまして第33条、これは裏面になりますけれども、これも改正後の方にアンダーラインで表示をしてございますけれども、こういった字句を加えるものでございます。この内容につきましては、文書、書面のほかにその書面等にかえて作成された電磁的記録についてもつけ加えることができますよというような内容で、それぞれ条例の改正をお願いしております。

以上、よろしく御審議の方を賜りたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第2号：愛西市国民保護協議会条例の制定について。

愛西市国民保護協議会条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、条例制定の必要があるからでございます。

担当より御説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、条例第2号の御説明に入ります前に、お手元に議案第2号並びに第3号の資料として国民保護関係条例制定のための概要をお届けさせていただいております。これをまず御説明をして、それから条文の御説明をさせていただきたいと思っております。

1番として、条例をお願いいたしますのは、国民保護法の制定によりますものでございますので、この法律は平成16年9月17日に施行をされました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、略して国民保護法では、これは武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める基本方針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び国民保護計画を審議する国民保護協議会についての規定がなされております。この中では、国民の生命・身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するため、国や地方公共団体の重要な役割を、避難、救援または武力

攻撃に伴う被害の最小化ということを柱として定めておる法律でございます。

また2番として、計画の策定期間でございますが、この役割を担うために県としては17年度中に政府の基本方針に基づき計画を作成し、市町村は18年度中に県の国民保護計画に基づきまして計画を作成するということが求められております。

3番でございますが、議案第2号でお願いをいたします国民保護協議会におきましては、国民保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、国民保護のための施策を総合的に推進するための設置をし、国民保護計画を作成しまたは変更する場合の諮問機関としてお願いをするものでございます。2行ほど離れていただきまして、同法に定めていない委員の定数、会議の運営に関する事項等は、条例で定めるように委任をされておりますので、お願いをするものでございます。

4につきましては、議案第3号の折にお願いをいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして、条例第2号：愛西市国民保護協議会条例をお願い申し上げます。

目的として、1条は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づきまして、愛西市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。これは愛西市国民保護計画作成時の諮問機関となるもので、法の委任を押さえた部分で定めをお願いするものでございます。

第2条の委員として、協議会の委員の定数は20名以内とするものでございますが、この委員のほかに法律第40条第2項で会長は市町村長をもって充てるとされております。また、委員としては県職員、警察職員、助役、教育長、消防長、私どもとしては中電、NTT、LPガス等の職員、医師、歯科医師などを予定させていただいております。

第3条におきましては、会長の職務代理の規定でございます。

第4条では、法律第40条第3項で会長は会務を総理するとされており、このため会議は会長が招集しその議長となるものでございます。

第2項では、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決をすることができないという規定でございます。

第3項では、議事は出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによると、会議の運営事項を規定いたしましたものでございます。

また、雑則として第5条、前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとしてございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

#### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制

定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市長（八木忠男君）

議案第3号をお願いします。

愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について。

愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を別紙のように定めるものとする。

本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、条例制定の必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、先ほどの資料の4番をごらんいただきたいと思います。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は準用でございますが、この件につきましてでございます。

武力攻撃事態等に至ったときは、国民保護対策本部を設置すべき県及び市の指定を閣議決定し、総務大臣を経由して直ちに通知するとされております。通知を受けた県知事並びに市町村長は、直ちに国民保護対策本部を設置し、当該区域における国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどると法ではされております。このため、国民保護対策本部の組織、対策本部長の権限及び対策本部の廃止などを国民保護法で定めておりますので、同法で定めていない部分の組織や会議の運営及び現地対策本部の事項等を条例で定めるよう委任されておりますので、この条例をお願いするものでございます。

それでは、1枚おめくりいただいて条例第3号をお願いいたします。愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をお願い申し上げるものでございます。

国民保護対策本部は、外部からの武力攻撃が発生した場合や予測される場合に国が本部設置を、また緊急対処事態対策本部は、大規模テロなどが発生し、緊急対処事態になったときに国が市町村を指定するものでございます。このため、この条例をお願いするものでございます。

第1条、目的として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条について、準用する法第31条の規定に基づき、愛西市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるためをお願いをするものでございます。

組織、会議の運営及び現地対策本部の事項等の法で委任されている部分をお願いいたします。

第2条は組織を定めるもので、国民保護対策本部長は国民保護対策本部の事務を総括するもので、法第28条第1項で市町村長をもって充てるとされておりますので、市長が本部長を務めさせていただきます。

第2項におきましては、副本部長の規定でございますが、この規定におきましては助役を充てるということになります。

第3項におきまして、本部員でございますが、この本部員は本部長の命を受けて事務をつかさどる者でございますが、ここにおいては教育長、消防長、部長職を充てる考えでございます。

第4項におきます本部には必要な職員を置くことができるものでございますが、本部事務職員として主に総務職員を充てる予定をしております。

第5項におきましては、前項の職員は市の職員のうちから市長が任命をとするものでございます。

第3条におきまして、会議におきましては国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ国民保護対策本部の会議を招集できる規定でございます。

第2項におきましては、法第28条6項の規定に基づき、国の職員及びその他市の職員以外の者を会議に出席させるときは、当該出席者に対し意見を求めることができると。外部の方の出席を求めることができる規定でございます。

第4条におきましては、本部長は必要と認めるときは対策本部に部を設置することができるとし、2項で部に属すべき本部員は本部長が指名するとされております。

第3項で、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たるということでございます。

裏面をお願いいたします。4項では、部長は部の事務を掌理するというところでございます。

第5条におきましては、本部に本部長等の職員をもって充てるということをお願いするものでございます。以下、その事務の内容でございますので、お願いをいたします。

準用としましては、第7条におきましては、第2条から前条までの規定は、愛西市緊急対処事態対策本部について準用をお願いするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第4号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市地域づくり振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第4号：愛西市地域づくり振興基金条例の制定について。

愛西市地域づくり振興基金条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、愛西市民の連帯の強化、一体感の醸成及び地域振興に資するために、経費の財源に充てる基金を設置する条例を制定する必要があるからであります。

内容は、担当より申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第4号：愛西市地域づくり振興基金条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず前段で考え方について申し上げます。

本条例の制定につきましては、合併特例法によりまして、合併後の市民の連帯の強化、一体感の醸成、または地域振興のために設ける基金でございまして、合併特例債をその財源として積み立てを行うというものでございます。

よって、今後の市の地域づくり事業を進めることに役立てるという一つの趣旨に基づきまして、本条例の制定についてお願いをするというものでございます。なお、基金に積み立てる金額は、まだ現時点では定まっておりません。また、どのくらいの額の確保を持てば運用できるのかという想定も現時点ではできておりません。

したがいまして、今回御提案申し上げております当初予算への計上を見送っておりますが、この積立金の関係につきましては、いわゆる決算の状況等を踏まえた上で積立額、またその後の運用についてよく検討してまいりたいと考えておりますので、その点御承知のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条の関係につきましては、基金の設置の目的について定めたものでございます。

第2条は、基金の積み立てについて定めたものでございますが、積立金については一般会計歳入歳出予算で定める額とするというものでございます。

第3条は、財産の種類の関係について規定を設けております。いわゆる財産の種類については現金と、その現金の運用により取得した有価証券をもって充てるというものでございます。

第4条は、基金の運用管理について定めたものでございます。第1項におきましては、現金は金融機関への預金その他最も確実な有利な方法により保管しなければならない。また、第2項におきましては、いわゆるその基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることもできるというものでございます。

第5条につきましては、運用益金の処理について定めるものでございます。

基金の運用から生ずる収益につきましては、予算に計上いたしまして第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるというものでございます。また、第2項では、剰余金が生じたときは基金に編入するというものでございます。

第6条の関係につきましては、基金の処分について定めたものでございます。いわゆる設置の目的に従い使用する場合に限り、予算に計上して全部または一部を処分することができるというものでございます。

第7条の関係につきましては、基金の繰りかえ運用について定めたものでございます。いわゆる財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、また期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるという内容でござい

次ページの8条の関係でございますが、これは委任事項について定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第5号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市障害者自立支援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第5号：愛西市障害者自立支援条例の制定について。

愛西市障害者自立支援条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、障害者自立支援法に基づき制定する必要があるからであります。

内容は、担当より申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第5号：愛西市障害者自立支援条例の御説明をさせていただきます。

この条例につきましても、障害者自立支援法が平成18年7月から施行されますが、これは現在身体障害者福祉法等で定められておる支援費制度が改正され移行されるものでございます。これに伴いまして、愛西市において障害者自立支援法に基づく条例を定める必要がございますので、今回上程をさせていただいております。

それでは、中身の御説明をさせていただきます。

支援条例の第1条では目的が記載してございます。

第2章では、この支援の審査会のことが書いてございます。委任として、第3条では必要な事項は市長が別に定めると。

第3章は、障害者福祉サービスの給付の内容でございます。

裏の方にまいりまして、第2項では理由が消滅したときは市長に届け出なければならないと。

第4章は雑則で、罰則の規定でございます。委任として、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めると。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するというものでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

○議長（横井滋一君）

それでは、これで暫時休憩といたします。

議場の時計で15分から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第10・議案第6号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第6号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

この案を提出するのは、施設の設置の目的を達成するために指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

内容は、担当より説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

議案第6号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まずこの指定管理者制度の関係につきましては、議員各位既に御案内を申し上げているとおりでございまして、この関係につきましては平成15年の地方自治法の改正によりまして、いわゆる指定管理者制度が設けられたものでございます。それでこの制度の導入によりまして、現在市の公の施設は指定管理者制度、または直営のどちらかに管理運営を行っていくことになりました。それで、現在、管理委託を行っている公の施設につきましては、本年9月1日までに指定管理者制度に移行するのか、あるいは市の管理、いわゆる直営とするのか判断をしなければなりませんので、今後の諸手続にあわせて条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、大変申しわけございませんけれども、新旧対照表の方で御説明申し上げますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

現在、御案内のとおり愛西市の防災コミュニティセンターは市内に計八つのコミュニティセンターの施設がございます。その中で永和コミュニティセンターにおきましては、従来から、旧佐屋町、現在においては市が直営していくとなっております、他の施設につきましては地元のコミュニティ推進協議会が管理運営をしております。

それで、従来の条例の関係につきましては、いわゆる建設の経過というものがそれぞれの地区でそれぞれの管理体系が異なっておったことから、この現行の条例につきましても、市長と

それから管理者、併記で規定がされております。いわゆるどちらにもその権限があるというような併記で一応規定を設けておるわけでございますが、やはり施設の設置者は市長でございます。今回の改正におきましては使用の許可などは市長の権限において行うことを原則といたしまして、それぞれの条文の整理をいたしております。

それで、第1条の関係につきまして、自治法の根拠規定について整理をしたものでございます。以下、第4条、第5条、第6条、第7条の条文中に規定がされております管理者及び管理者に係る権限等の字句について削除をするという内容でございます。

また、新たに第8条の関係におきましては、先ほど申し上げましたように、今後の施設の管理運営などの状況を見据えた上で、第8条におきまして従来の管理委託となっているものを市長が指定する団体、いわゆる指定管理者においても業務を行わせることができるといったような規定に改正をするものでございます。

以下、第1項第1号から第6号まで、また第2項も含めまして、指定管理者が行う業務について定めておりますが、それぞれ現在行っているコミュニティ推進協議会等団体の体制を継続してもらうこともできるというような内容の規定で整備をさせていただきました。

それでこの施行期日の関係でございますけれども、この条例につきましては平成18年4月1日から施行するというものでございます。

それから、経過措置という形で第2項で規定を設けさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第7号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第7号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年愛西市条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日、市長提出でございます。

この案を提出するのは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行、並びに障害者自立支援法の施行に伴う地方公務員災害補償法の一部が改正されることに伴い、改正する必要があるからであります。

内容は、担当より説明申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをいただきたいと存じます。

第8条第1号中におきましては、休業補償を行わない施設の規定でございます。法の施行により施設名を「監獄」から「刑事施設」に改めるものでございます。

それから第10条の2、第1項第2号でございますが、これは介護補償を行わない施設の規定ですが、身体障害者福祉法から障害者自立支援法に移行されたことによるものでございます。

第2号の規定につきましては、障害者支援施設に入所している場合で、生活介護を受けている場合においては休業補償を行わないとするものでございます。

第3号は、2号に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合においては、介護補償を行わないとするものでございます。

附則として、第8条の改正規定につきましては、法律の施行の日から施行をするもので、ただし第10条の2の規定におきましては、18年の10月1日から施行をするものでございます。

新旧対照表につきましては別につけさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第8号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、給与構造の改革の人事院勧告がなされたのに伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明させます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、改正をお願いする内容につきましては、資料11ページをお開きいただきたいと思います。資料の11ページで概要に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料が新旧対照表の後のところについてございますが、それではお願ひをいたします。

それでは、概要といたしましてお願ひをするのは、給料水準の引き下げ、地域手当の新設並びに給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映を行うため、お願ひをするものでございます。

第2条第1項では、調整手当を地域手当に改めさせていただきます。

第6条第3項におきましては、職員の昇給につきましては、前1年におけるその者の勤務成績に応じて昇給を行うとし、年4回の昇給時期を年1回に統一をいたします。

第4項におきましては、昇給の号給数におきましては前1年の全部を良好な成績で勤務をした者は4号給として、7号給、部長級でございますが、この場合におきましては3号給として昇給の幅を縮めるものでございます。

第5項としては、現行は55歳を超える職員の昇給の号給でございますが、停止措置にかわって抑制を行うということでございます。昇給幅を通常の半分程度に抑制し、良好な成績の場合は2号給とするものでございます。

第6項で最高の号給を超える昇給につきましては、現在は、最高の号給にある者におきましては最初に18ヵ月、その次は24ヵ月という昇給でございますが、最高の号給を超えての昇給は行わないという改正でございます。

第7項の昇給の「予算の範囲内で行う」は従来どおりでございます。

13条の2におきましては、調整手当、現行の8%を地域手当8%として言葉を改めるものでございます。

12ページをお願いいたします。勤勉手当の改正でございますが、現在は6月期 0.7月、12月期0.75月の1.45月でございますが、年間の月は変わらずに、それぞれ6月、12月 0.725とさせていただきます。

それから別表1、2、3でございますが、これは別表1が一般職、別表2が単労職、別表3が医療職という表でございますが、改正の内容におきましては全体として4.8%引き下げると。この引き下げのことでございますが、若手が、今9級制が7級制に移行するわけでございますが、2級までにおいては引き下げがありませんが、それ以上のところにおきましては7%ほどの引き下げになる給与カーブをフラット化するということでございます。

そして、勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割して細分割をして、良好の場合は4号給、これが今の1号給に当たります。それを勤務実績を反映をするために、この図のとおりそれぞれの勤務実績に合わせて昇給をさせるということでございます。

13ページをお願いいたします。施行期日は平成18年4月1日をお願いを申し上げます。

附則の2項から7項で給料表への切りかえ規定でございますが、行政職、一般職でございますが、この場合の切りかえは現行の9級制から7級制へ移行し、単純労務職におきましてはそのまま2級制でございます。医療職等にしましては1級制から2級制に移行をいたします。

次の第8項から第11項の給料の切りかえに伴う経過措置、差額の激減緩和措置ということでございますが、相当下がる部分がございます。4行目の括弧書きでございますが、給料月額が引き下がる場合は、平成18年3月31日の現給を保障すると、昇給により追い抜くまではこの現給を保障するというところでございます。

この改正にあわせて、関連する7のところですが、附則13項では愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正して昇給時期の統一をこの中で直させていただくもの。14項におきましては、公益法人に関する条例の中で調整手当から地域手当の改正及び昇給の統一と。それから、15項の特別職の職員で常勤の者の給料及び旅費に関する条例は、現在8級を準用するというようになっておりますが、一般職の旅費を準用するという形で切りかえをお願いするも

のでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第9号：愛西市社会福社会館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第9号：愛西市社会福社会館設置条例の一部改正について。

愛西市社会福社会館設置条例（平成17年愛西市条例第87号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、施設の設置の目的を達成するために指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

内容は、担当より説明申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、条例第9号：愛西市社会福社会館設置条例の一部を改正する条例についての御説明をさせていただきます。

新旧対照表の方をお願いいたします。

現在は管理の委託ということで、「社会福祉協議会に委託するものとする」となっておりますものを、指定管理者による管理ということで、第4条のところで「市長が指定するもの（以下「指定管理者」という）に社会福社会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務」ということで、運営、維持管理に関することを行わせることができるということでございます。

なお、第2項では、現在は「規則の規定に従って誠実に社会福社会館を管理」となっておりますのを、「指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、社会福社会館を誠実に管理しなければならない」ということでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第10号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第90号）の

一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、総合福祉センターの用途を見直すため、改正する必要があるからでございます。

担当より説明申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、議案第10号でございます。

愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明資料の方でございますように、第3条を削るものでございます。

現在は、各種団体にも貸し出しをいたしておりましたが、これを本来の目的である総合福祉センターの用途に使用してまいりたいと考え、改正をお願いするものでございます。

戻っていただきますが、附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行する。また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までにこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第15・議案第11号（提案説明）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第15・議案第11号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

議案第11号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部改正について。

愛西市ちびっ子広場設置条例（平成17年愛西市条例第95号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、ちびっ子広場を新設することに伴い、改正する必要があるからでございます。

担当より説明申し上げます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、愛西市条例第11号：愛西市ちびっ子広場設置条例の一部を改正する条例についての御説明をさせていただきます。

平成16年度に佐織台団地が造成され、その開発業者から当時の佐織町へ寄附がございました。

このたび、ちびっ子広場として遊具等を整備しましたので、本条例に追加をするということでございます。それで条例で別表に次の1項を加えるということで、佐織台ちびっ子広場、場所は町方町ということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するということとさせていただきます。  
以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第12号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第12号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について。

愛西市遺児手当支給条例（平成17年愛西市条例第100号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、国の母子家庭等自立支援施策及び愛知県遺児手当の改正に伴い、改正するものでございます。

内容につきまして、担当より説明させます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、愛西市条例第12号：愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例についての御説明をさせていただきます。

母子家庭等に対しまして、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換する目的で、児童扶養手当及び愛知県遺児手当が改正されたことに伴い、県にあわせて改正をするということとでございます。

それで、第3条第1項中「その養育者」の次に、「以下「父母等」という」を加え、同条第2項第4号の次に、次の1号を加えるということで、「当該父母等に対して当該児童の愛知県遺児手当が支給されないとき。」というのを加えさせていただくということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するということとさせていただきます。
以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第13号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第13号：愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市佐屋老人福祉センター「湯の花の里」の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市

条例第 102号)の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名で  
ございます。

この案を提出するのは、愛西市佐屋在宅介護支援センターの廃止に伴い、改正する必要がある  
からでございます。

内容を担当より説明させます。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは、議案第13号の御説明をさせていただきます。

この内容につきましては、提案理由に書いてございますように廃止に伴うということござ  
いまして、第10条中「佐屋在宅介護支援センター」を削るということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するというところでござ  
います。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第14号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第14号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題
といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第14号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について。

愛西市精神障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第 106号）の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、障害者自立支援法の施行に伴い、改正する必要があるからござ
います。

内容は担当より説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正につきまして、説明資料の方にござ
いますように、「法第32条の規定に該当する者」ということでございますが、これは精神保健
及び精神障害者福祉に関する法律の通院治療に係るものでございますが、これにつきましては
根拠条文の改正に伴ってこのたび障害者自立支援法に変わりましたので、改正をお願いするも
のでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、施行期日は平成18年4月1日から施行することとし、経過措置といたしましては、改
正後の愛西市精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行日以後に行われる医療に関
する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例によ
ることといたしておりますので、よろしく御審議が賜りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第19・議案第15号（提案説明）**

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第15号：愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第15号：愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第 108号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、施設の設置の目的を達成するために、指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

内容は担当より説明させます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第15号：愛西市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての御説明をさせていただきます。

新旧対照表の方をお願いいたします。

現在、作業所の運営に当たっては社会福祉協議会へ委託等ができるものとなっておりますのを、第4条に同じように指定管理者による管理ということで、「法人その他の団体であって市長が指定するものに福祉作業所の管理に関する業務のうち、運営、維持管理の業務を行わせることができる」ということでございます。

なお、第2項では「指定管理者は法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、福祉作業所を誠実に管理しなければならない」ということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するということでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第16号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第16号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第16号：愛西市介護保険条例の一部改正について。

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第 113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、介護保険法施行令等の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、担当より説明を申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第16号：愛西市介護保険条例の一部改正についての御説明をさせていただきます。

条例文の2ページの方をお願いします。

ここの真ん中で、議会議員の皆様のお手元にお配りさせていただいたときは、まだ真ん中の政令番号が決まっておりませんでした。この政令番号が3月1日公布されまして、まことに申しわけございませんが、御記入をお願いします。第28号ということでございます。よろしくをお願いします。

それでは、御説明させていただきます。

現在の介護保険料については、不均一賦課ということで旧町村ごとの保険料で徴収をしていますが、第3期介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料の改定をお願いするものでございます。

なお、平成16、17年度の税制改正に伴い、市民税非課税者の課税者になり保険料段階が上がる方につきましては、平成18年度、平成19年度の2年間にわたり激変緩和措置をとらせていただくということでございます。内容は細かいわけでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日ということで、この条例は平成18年4月1日から施行するというところでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第17号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第17号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第81号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、親水公園総合運動場、多目的広場を平成18年度供用開始するに伴い、改正する必要があるからでございます。

内容は担当より説明させます。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、1枚はねていただきまして、愛西市条例第17号をお願いいたします。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回お願いをいたしますのは、都市計画課の方において整備を進めてこられましたものが今回完成をいたしまして、私どもの方に管理移管をされることになりました。そこで、親水公園の運動場に、今現在テニスコートが1面ございますが、その部分におきまして多目的広場と

いうことで、10条関係で使用料を定めた内容がございます。

今回お願いをいたしますのは、使用料を定めるわけでございます。多目的広場、昼間においては無料、そして夜間につきまして 2,000円ということで条例を定めさせていただきます。ナイター照明の利用料金、2時間でございます。

この条例につきましては、平成18年4月1日から施行をさせていただきます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第18号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第18号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第 123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、施設の設置の目的を達成するために、指定管理者制度を導入する必要があるからでございます。

内容は担当より説明させます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、内容についての御説明をさせていただきます。

はねていただきまして愛西市条例第18号の関係でございます。

これは先ほど条例第6号でも企画部長が詳細に説明をさせていただいております。中身についてはほぼ同様でございますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

それで、はねていただきますと、資料の方で新旧対照表というのがついてございますが、重立った変わったところのみでございます。それで、第6条の方で、ここの中で指定管理者、いわゆる市長が指定するものという中身でつけ加えさせていただいております。

なお、2項では法令を遵守し云々ということを含め、また維持管理しなさいということをお願いしております。

戻っていただきまして、附則の方の施行期日でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行すると。

なお、経過措置といたしまして、改正後の愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の規定は、平成18年9月1日（以下「適用日」という。）以後の農業集落排水処理施設等管理及び使用について適用し、適用日前の農業集落排水処理施設等の管理（適用日前に

おける改正前の同条例（以下「旧条例」という。）及び使用についての旧条例の規定は、この条例施行後も、なおその効力を有するという経過措置がございますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・議案第19号：愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第19号：愛西市戦傷病者医療費支給条例の廃止について。

愛西市戦傷病者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第109号）を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、現状支給実績がなく受給資格者もないこと、また平成18年度より県の補助制度が廃止されることに伴い、廃止する必要があるからでございます。

内容は担当より説明させます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、愛西市条例第19号：愛西市戦傷病者医療費支給条例を廃止する条例でございますが、先ほど市長より提案説明のとおりでございます。

なお、愛西市におきましては、平成5年5月以降受給者はございません。愛知県下では平成14年度から受給者もいなくなっておるのが現状でございます。したがって、廃止をしたいものでございますので、よろしくお願したいと思っております。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第20号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・議案第20号：愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第20号：愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定について。

愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、愛西市勝幡児童館、愛西市草平児童館、2. 指定管理者となる団体、愛西市小津町観音堂27番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、3. 指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日まで。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定

管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第20号：愛西市勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者の指定についての御説明をさせていただきます。

この勝幡児童館及び草平児童館の指定管理者について、去る 2 月 8 日に指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者として愛西市社会福祉協議会が適当であるという答申を得ましたので、平成18年 4 月 1 日からの指定管理者の指定をお願いするものであります。

なお、資料として選定結果をつけさせていただいております。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第25・議案第21号（提案説明）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第25・議案第21号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市長（八木忠男君）**

議案第21号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、平成18年 3 月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から十四山村を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日提出、市長名でございます。

この案を提出するのは、地方自治法第 290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から十四山村を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて協議するため、必要があるからでございます。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

**○総務部長（中野正三君）**

それでは、おめくりをいただきまして、愛知県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約でございます。

この中に、「西春日井郡東部水道企業団 西春日井郡東部衛生組合」がございしますが、これをそれぞれ「北名古屋水道企業団 北名古屋衛生組合」に改めるものでございます。

そして、十四山村と弥富町が合併をしますので、ここの部分を弥富市に改めるものでございます。そして、「海部津島水防事務組合」が名称が変更になりますので「海部地区水防事務組合」とするものでございます。

附則といたしましては、平成18年 4 月 1 日からお願いをするものでございますが、「北名古

屋水道企業団」並びに「北名古屋衛生組合」の部分におきましては平成18年3月20日からお願いをするものでございます。

2項の附則につきましては、組合議員の経過規定でございます。資料は別につけてございますので、後ほどお目通しください。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第22号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第26・議案第22号：海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第22号：海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年3月31日をもって海部津島水防事務組合から十四山村を脱退させ、海部津島水防事務組合規約（昭和48年海部津島水防事務組合規約第1号）を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、弥富町と十四山村が合併し弥富市となること、名称の変更、執行機関の組織及び選任の方法の変更により、十四山村を海部津島水防事務組合から脱退させ海部津島水防事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものであります。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、1枚おめくりをお願いしたいと思います。

海部津島水防事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

組合の題名を海部地区水防事務組合規約に改めるものでございます。第1条がその規定でございます。

第2条、組合の組織、団体の中で、十四山村と弥富町を弥富市に改めるものでございます。

第5条、議員の方の数でございますが、26人を21人に改めるものでございます。

第9条第4項でございますが、これは組合の助役、収入役を関係市町村から選任するということになっておりましたが、管理者の属する市町村の助役、また収入役をもって充てるという改正でございます。

第11条第3項の規定は監査委員の任期でございますが、3年を2年に改めるものでございます。

別表1の規定につきましては、防護対象の河川及び海岸の規定でございますが、十四山村及び弥富町が弥富市になるための改正でございます。

別表の2でございますが、構成市町村の組合議員の数でございますが、市の部分が5人、町村が2人の26人が現行でございますが、改正は市3人、町村2の21人とするものでございます。

裏面をお願いいたします。

別表3でございますが、これは負担金の割合の規定でございますが、これは均等割を30%から20%に改めるものでございます。

それから、固定資産の課税標準割を20%から30%に改めるものでございます。人口割の50%の改正はございません。

附則として、この規約は平成18年4月1日から施行するものでございます。2項は組合議員、監査委員の任期の経過規定でございます。

議案資料として新旧対照表を別にお手元に届けさせていただいておりますが、その中で、最初にお願いしましたように5ページ上段、右の別表2中現行規約の七宝町議員数の「3名」が間違っております。「2名」でございますので、御訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後は13時30分から再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第23号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第27・議案第23号：海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第23号：海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成18年3月31日をもって海部津島環境事務組合から十四山村を脱退させ、海部津島環境事務組合規約（平成12年海部津島環境事務組合規約第1号）を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、弥富町と十四山村が合併し弥富市となること、名称、組織する地方公共団体、議会の組織及び執行機関の組織の変更により十四山村を海部津島環境事務組合か

ら脱退させ、海部津島環境事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290条の規定によりこの案を提出するものであります。

内容につきまして、担当より説明させます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

それでは、海部津島環境事務組合同規約の一部を改正する規約について、説明させていただきます。

お手元に新旧対照表がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、題名でございます。海部地区環境事務組合同規約と、また組合の名称は海部地区環境事務組合ということで、改正がお願いしたいものでございます。

第2条につきましては、組合を組織する地方公共団体ということで、十四山村と弥富町が合併し弥富市に変わるものでございます。

次に、第5条でございますが、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法ということで、22名とありましたものを11名と、それぞれ各市町村ごとに記載してございます。

また、第6条につきましては、組合の執行機関の組織及び選任の方法ということで、副管理者9名でありましたものを8名に、またその下、副管理者のうち8名とありましたのを7名に変えるものでございます。

規約の方へ戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成18年4月1日から施行するということと、負担金の特例措置がうたわれております。平成18年度における組合を構成する市町村の負担金については、この規約による変更前の海部津島環境事務組合同規約の規程による。この場合において、市町村間の合併により組合を脱退した十四山村の負担金の持ち分については、合併により設置された弥富市が継承するというものでございます。よろしく御審議が賜りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第24号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第28・議案第24号：海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第24号：海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第1項の規定により、平成18年3月31日をもって海部南部水道企業団から十四山村を脱退させ、海部南部水道企業団規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、弥富町と十四山村が合併し弥富市となることにより、海部南部水道企業団から十四山村を脱退させ、海部南部水道企業団規約を変更することについて協議した

いので、地方自治法第 290条の規定によりこの案を提出するものでございます。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、海部南部水道企業団規約の一部を改正する規約について説明させていただきます。

恐れ入りますが、新旧対照表の方をお開きいただきたいと思います。

第 2 条関係でございますが、企業団を組織する地方公共団体ということで、改正前は「企業団は、海部郡十四山村、飛島村、弥富町及び愛西市」とありましたものを、「愛西市、弥富市及び海部郡飛島村」というように、またその下に「関係市町村」とありましたのを「関係市村」というように改正をしたいものでございます。

第 5 条につきましては議会の組織ということで、それぞれ人数配分が愛西市は 6 名、弥富市 7 名、飛島村 2 名ということでお願いをしたいということでございます。

それから、議員の選挙につきまして、従前は「関係市町村」とありましたものを「関係市村」の長ということで改正をお願いするものでございます。

以後、同じような関係で「市町村」とありましたのを「市村」という形に改正をお願いいたしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

附則でございますが、この規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。この規約の施行の際、現に在職する議員はその任期が満了するまでの間、改正後の海部南部水道企業団規約第 6 条第 1 項の規定により選挙された議員とみなすということとなっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第 29・議案第 25 号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第 29・議案第 25 号：海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第 25 号：海部地区休日診療所組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 18 年 3 月 31 日をもって海部地区休日診療所組合から十四山村を脱退させ、海部地区休日診療所組合規約（昭和 61 年海部地区休日診療所組合規約第 1 号）を別紙のとおり変更することについて議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、弥富町と十四山村が合併し弥富市となることに伴い、十四山村を海部地区休日診療所組合から脱退させること及び執行機関の選任の方法の変更による海部地区休日診療所組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定によ

りこの案を提出する必要があるからであります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

それでは、海部地区休日診療所組合同規約の一部を改正する規約について、説明をさせていただきます。

同じく新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

組合を組織する地方公共団体ということで、第2条でございますが、海部郡十四山村、海部郡弥富町が弥富市に合併するというので改正をお願いするものでございます。

次に第5条でございますが、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法ということで、それぞれ従前は海部郡十四山村が1人、海部郡弥富町1人となっておりましたのを弥富市2人という形で改正をお願いしたいものでございます。

次、第6条関係でございますが、副管理者の関係でございますが、8人を7人に変える。また、その3項の中で、「収入役」の後へ「または収入役の職務を行う者をもって充てる」ということで改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、平成18年4月1日からこの規約は施行するというのでございます。

経過措置といたしまして、改正後の海部地区休日診療所組合同規約第5条第2項の規定により、弥富市から新たに選出された議員の任期にあつては、同条第5項の規定にかかわらず平成19年3月31日までとするということで経過措置が設けられておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第26号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第30・議案第26号：海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第26号：海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更について。

海部地区広域行政圏協議会から十四山村を脱退させるとともに、海部地区広域行政圏協議会規約の一部を別紙のとおり変更するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、平成18年3月31日をもって海部地区広域行政圏協議会から十四山村を脱退させること、及び同年4月1日に弥富町が弥富市となることに伴い、同協議会を設ける地方公共団体の数を減少させ、及び海部地区広域行政圏協議会規約の一部を変更する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

内容は担当より説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

議案第26号：海部地区広域行政圏協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び海部地区広域行政圏協議会規約の変更について、内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の規約の改正の内容につきましては、協議会から十四山村を脱退させることに伴いまして、第3条で規定しております弥富町を弥富市に改め、また構成市町村数の数、10から9の減少及び第6条の組織の規定中、委員9人を8人に改めるという内容でございます。

なお、この規約は平成18年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第27号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第31・議案第27号：海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第27号：海部地方教育事務協議会を設置する市町村の数の減少及び海部地方教育事務協議会規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条6の規定により、平成18年3月31日をもって海部郡十四山村を海部地方教育事務協議会から脱退させることとし、海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、平成18年3月31日をもって海部地方教育事務協議会から海部郡十四山村を脱退させること、及び同年4月1日に弥富町が弥富市となることに伴い、同協議会を設ける地方公共団体の数を減少させ、及び海部地方教育事務協議会規約の一部を変更する協議について、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要であるためであります。

内容は担当より説明を申し上げます。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約をお願いいたします。

今回の改正は、第3条、お手元の資料をごらんになっていただくとおわかりかと思いますが、3条は協議会を設けております市町村の数でございます。第8号、十四山村を削りまして、第7号、蟹江町を第8号として、第3号、七宝町から第6号まで、大治町でございますが、1号ずつ繰り下げるわけでございます。そして、第2号、愛西市の次に弥富市を加えるものでございます。

そして、第3条中で第10号弥富町を削るということでございます。

次に第6条中でございますが、組織を定めたものでございまして、今まで定員20名であった

ものを18名に改めるものでございます。

なお、この規約は平成18年4月1日からの施行でお願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第28号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第32・議案第28号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第28号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第6号）。

平成17年度愛西市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,785万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213億9,492万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。平成18年本日提出の市長名でございます。

内容につきまして、担当よりそれぞれ御説明を申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、この説明につきましては、各所管部長がそれぞれ御説明を申し上げますので、申しわけございませんが、ページが戻る場合もあろうかと思いますが、お許しをいただきたく存じます。

それでは歳入、10ページ、11ページをお願いいたします。

1 款市税でございますが、市税滞納繰越分の当初総額につきましては1億8,872万7,000円でしたが、実績の見通しができましたので、市民税個人分で400万円の増、法人分を275万円の減額でございます。固定資産税を650万円の増額、軽自動車税を70万円増額のそれぞれの補正をお願いしたものでございます。

滞納繰越分の補正総額845万円で、補正後の総額1億9,717万7,000円とさせていただきます。

次に18ページ、19ページをお願いいたします。これも歳入でございますが、19款諸収入の滞納繰越分の延滞金でございますが、当初89万円でしたが、実績により170万円の補正をお願いし、総額259万円といたすものでございます。

次に歳出でございますが、22ページ、23ページをお願い申し上げます。

1 款議会費、旅費でございますが、支出がほぼ確定できましたので168万円の減額をお願いするものでございます。

2 款総務費、一般管理費でございますが、9節旅費136万8,000円でございますが、佐屋地

区19総代さんに対しまして定額旅費としてそれぞれ7万2,000円を計上させていただきました。これは合併時の説明不足によるところがあり、平成17年度に限り支出をお願いするものでございます。13節行政事務委託料につきましては、ここから振りかえるという形で同額の減額をさせていただいております。19節の職員厚生研修負担金490万円の減額でございますが、旧八開村を除く3町村ではそれぞれ1人当たり1万円の助成をいただいておりますが、愛西市におきましても当初計上をさせていただいたものでございます。現在の財政の厳しい状況下のもとで、消防費の105万円とともに全額減額をさせていただきました。なお、18年度におきましても計上はさせていただいております。

5目会計管理費でございますが、使用料及び賃借料12万6,000円の減額でございますが、旧八開村源泉システムの使用の必要がなくなりましたので、全額の減額をお願いするものでございます。

24ページ、25ページをお願い申し上げます。徴税費の賦課費でございますが、委託料2,228万8,000円の減額で、課税事務電算委託料86万9,000円は事業確定によります減額でございます。2番目の不動産鑑定業務委託料でございますが、これも事業の確定によるものでございます。そして、3番目の土地家屋管理図加除修正及び固定資産評価作業委託業務2,141万9,000円の減額でございますが、これは未払い分と計上いたしましたが、3月までに支出ができておりましたので減額をお願いするものでございます。14節におきましても189万円の減額でございますが、事業の確定によるものでございます。

次に、企画部長より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からは企画部所管の補正について御説明を申し上げます。

大変申しわけございませんけど、またページが歳入歳出前後いたしますので、お許しをいただきたいと思っております。

歳入の10、11ページをお開きいただきたいと思っております。

款8地方特例交付金で、補正額30万円の減ということで今回お願いをしておりますけれども、これは交付金の確定に伴いまして減額ということで、今回補正をお願いしております。

続きまして、歳入の18、19ページをお開きいただきたいと思っております。

款15財産収入の関係で、目2利子及び配当金で399万8,000円の追加をお願いしております。これは御案内のとおり、各基金より生じた利息分について追加という形で補正の方をお願いしております。

続きまして、款17の繰入金、項2基金繰入金の関係でございます。

目1財政調整基金繰入金におきまして、6億7,748万4,000円の減ということで今回補正をお願いしておるわけでございますけれども、今回の補正につきましては6億7,700万円ほどの減額補正ということで御提案申し上げます関係から、基金から取り崩す必要がなくなったため減額をお願いするという内容でございます。

目2のふるさとづくり事業推進基金繰入金につきましても2,335万9,000円の減ということ

で減額をお願いしておりますけれども、17年度実施をいたしましたふるさとづくり事業は実績見込み等を踏まえまして減額をお願いしたという内容でございます。

続きまして、20、21ページをお開きいただきたいと思います。諸収入の関係でございます。項5雑入におきまして8,799万5,000円の追加をお願いしております。節1におきまして、雑入といたしまして425万3,000円。このそれぞれの交付金につきましては、いわゆる県の振興協会から交付されます交付金399万5,000円。この交付金につきましては、愛知電子自治体推進協議会へ納入する負担金に対する助成金という形で振興協会から交付されるものでございます。また、セキュリティ強化事業助成金ということで25万8,000円、これは追加もお願いしておりますけれども、これは住基台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策をレベルアップといいますか、より強固にするための経費に対しまして財団法人地方自治情報センターより助成される交付金という内容でございます。

節の2で旧町村歳計剰余金8,374万2,000円。これは昨年といいますか旧4町村持ち寄りの歳計剰余金、それぞれ決算認定を受けておりますけれども、そのトータルの決算額に合わせまして歳計剰余金の追加という形でお願いをしております。

款20市債の関係でございます。総額にいたしまして3,940万円の追加。それぞれ追加もあれば減額もあるということで、それぞれの項目について説明をさせていただきます。

まず、節1の親水公園整備事業債。ここで1,280万円の追加を今回お願いしております。実は当初から起債申請しておりましたけれども、いわゆる今回合併特例債への切りかえが可能となりまして、その起債充当率が95%になったことにより起債額に変更を生じたということで今回追加補正という形でお願いをするものでございます。それから、節3の都市計画街路整備事業債で1億180万円。これはもともと当初から予定をしておりましたが、実は県・国との交渉によりまして合併特例債での起債が可能となったことから、新たに起債を申請するという形で今回予算化をお願いするものでございます。

次に、防火水槽整備事業債の関係でございますが、これも合併特例債への切りかえが可能となりまして、起債充当率が95%になったことによりまして起債額に変更を生じたということで、100万円の追加という形で今回補正計上をさせていただいております。

次に、教育債の関係で中学校建設事業債が8,840万円、非常に大きな数字でこれは減額になっております。これにつきましては、佐織中学校の体育館の起債という形で申請を起こしておりましたけれども、これは事業費の確定等によりまして今回減額をお願いするものでございますし、また小・中学校の耐震補強事業債の関係につきましても事業費の確定に伴い減額をお願いするものです。

続きまして、小・中学校校舎等アスベスト除去事業債1,600万円の追加という形でお願いをしております。この関係につきましては、このたびの国の補正予算におきまして、いわゆるアスベスト対策事業に係る起債の予算額につきまして今回補正予算で措置されたことから、本年度一部事業を実施いたしましたアスベスト除去事業について起債を申請するという内容で、これは新規でございますけれども1,600万円について予算化をお願いしたという内容でございます。

す。

この今回の起債の補正の関係によりまして、若干戻りますけれども、6ページに地方債の補正としてそれぞれ新規の追加、限度額の変更等についてもそれぞれ所定の手続をとらせていただいておりますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、歳出の関係です。22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。

目7の電子計算費の関係で2,098万6,000円の減額についてお願いをしております。これはそれぞれ14節におきまして1,997万円の減、それから19節の負担金、補助及び交付金で101万6,000円の減ということで、それぞれ減額の補正でございますけれども、各事業項目とも予算の執行額に伴いまして執行残といいますか、それについて減額をお願いするものでございます。

次に、目9基金費の関係でございますが、補正額といたしまして352万3,000円。これは先ほど歳入の方でも御説明申し上げておりますように、各基金から発生いたしました利息について積み立てをお願いするという内容でございます。

なお、説明の項目欄の中にふるさとづくり事業推進基金積立金8万円の減額という形で、これ一つだけ減額をお願いしておるわけでございますけれども、このふるさとづくり事業基金から生じた利息分につきましては、すべてふるさと事業の事業費ということで、利息分についても充当をさせていただいておるという現状から、当初見込み計上しておりました予算について減額をお願いするという内容でございます。

続きまして、目11ふるさとづくり事業推進費2,300万円について減額をお願いしております。これはふるさとづくり基金を原資に、それぞれ各町内会、総代さん、駐在員さんの方から御要望、申請をいただきまして実施する事業でございますけれども、一応当初予算で4,000万円この事業は見込んでおりました。しかし、申請の状況等、今実績見込み等受け付けておる状況でございますけれども、大体約1,700万円弱というような数字を見込んでおりますことから、2,300万円について減額をお願いするという内容でございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、市民生活部関係から申し上げます。

恐れ入りますが、24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

項3戸籍住民基本台帳費におきまして、補正額440万円の減額をお願いいたしております。需用費の消耗品におきまして、合併に伴う諸用紙印刷等を考えておりましたが、年度末も迫り事業が確定をいたしましたので100万円の減額をお願いするものでございます。また、節12の役務費におきましては、通信運搬費のうち郵送料、電話料、それぞれ減額をお願いいたしましたので340万円の減額としたいものでございます。

次に、少し飛んで申しわけございませんが、28、29ページ、中段より少し下になりますが、目7の母子福祉費でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございます。36万8,000円の減額をお願いいたしておりますが、これにつきましては県費の平成16年度確定に伴い、未払い計上分を減額したいものでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、もう1枚めくっていただきまして、30ページ、31ページでございます。

款4の衛生費のうち、項1目2の予防費でございます。8の報償費におきまして300万円の減額をお願いするわけでございます。この関係は、それぞれの事業も順次終わってまいりまして、予防接種報償金につきましては回数減、実績に基づきまして減額をお願いいたしております。健康教育講師報償金は歯科検診の方でございますが、これも事業が終了しましたので減額をお願いするものでございます。したがって、報償費で300万円の減額をお願いする。また、需用費におきましては、消耗品、印刷製本費、医薬材料費、それぞれ事業も完了をいたしましたので減額をお願いするものでございます。次の13の委託料におきましては、個別予防接種委託料、大きなものは日本脳炎の予防接種でございますが、昨年5月31日から中止となりましたので未実施となりました。したがって、主なものはこの予防接種でございます。また、その他基本健診、がん検診、それぞれ事業も順次終わってまいりまして、実績に伴いまして減額をお願いするものでございます。

次の8の報償費でございますが、これも健診も順次終わっておりまして、時間内に終わるのが多くありまして、減額をお願いするものでございます。13の委託料につきましては、妊婦・乳児健康診査委託料につきましては、実績にあわせて減額をいたしております。また、6歳臼歯保護育成事業委託料につきましては、佐織町がことし初めて取り組む事業ということもありまして、3年分といたしますか、該当者をたくさん見込んでおりましたが、現実、実施しました折に受けられる方が少なかったということで、減額をお願いしておるものでございます。また、次の19負担金・補助及び交付金におきましては、住宅用太陽光システム設置整備事業補助金ということですが、本年度31件の申し込みがございました。したがって、それらを精査いたしまして減額をお願いいたしております。次の津島市営斎場利用負担金につきましては、額の確定に伴いまして減額をお願いするものでございます。

次の清掃費、塵埃処理費でございます。13の委託料につきましては、塵埃収集委託料ということで減額をお願いいたしておりますが、これは昨年10月1日から収集体制の変更、またこの事業の精査をいたしまして5,000万円の減額をお願いいたしております。次に、15の工事請負費でございますが、ごみステーションの設置工事、平成17年度申し込みが2件ございまして、整備済みでございます。したがって250万円の減額をお願いしたいものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

それでは、福祉部長にお願いします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは私の方、福祉部、3款の民生費、24、25、26、27、28、29ページでございます。

民生費の関係につきましては、現在事業が終わっておるもの、また、これから先を見込みましてほとんどが減額補正を今回お願いしておるということでございます。その中で今回増といえますか、補正をお願いしておるのを御説明させていただきます。

26、27ページの老人福祉費のうち19の負担金、補助及び交付金のところでございます。

社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金でございますが、これにつきましては昨年1

0月、介護保険法の制度改正に伴い介護保険施設の介護報酬が改定され、居住費、食費については保険給付対象外となり、ユニット型特別養護老人ホームに入所している方についても、従来の介護保険の部分を利用者に転換し、自己負担になったことにより低所得者に対してのかなりの負担増になることから、今回、4月の介護報酬までの間に限りまして新規事業として社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を実施し、利用者負担の激変緩和措置を講ずるため、今回、通常の社会福祉法人等の利用者負担軽減とあわせて補正をお願いしております。

なお、この補助金に対しては、歳入の方でいいますと16、17ページの民生費、県補助金ということで、こちらの方に事業補助金として400万6,000円ということでございます。なお、この補助金につきましては、国・県合わせまして4分の3の補助ということでございます。

その下にまいりまして、介護保険特別会計繰出金については、また介護保険の方で御説明をさせていただきます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。こちらの方で、児童福祉費の中の目の児童措置費でございまして、19節負担金、補助及び交付金でございまして、特別保育事業費等補助金で749万6,000円、これは延長保育とか産休の代替の補助のお金ということでございます。

それからもう一つ、あちこち飛んで申しわけございません。歳入の12、13ページをお願いいたします。こちらの方の一番上にございます民生使用料の保育所使用料で、児童クラブ等の使用料が378万円ということでございますが、これは児童クラブとして使っていただく方がふえたということでございます。先ほど御説明させていただきましたが、今までの実績とかこれからの先を見込みまして、ほとんどが減額補正ということでお願いしておりますということでございます。

以上で私の方の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、経済建設部長の方をお願いいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは経済建設部の所管に係るものについて、御説明をさせていただきます。

補正予算書の32、33ページの方をお開きください。

款6農林水産業費の関係の項1農業費、目5農業土木費の関係でございまして、節13委託料140万円の減額、節15工事請負費1,570万円の減額ということで、二つ合わせまして1,710万円減額をお願いしてございます。これは、単独土地改良事業費の確定によりまして、事業費の執行残ということでの減額でございます。

この歳出の減額に伴いまして、歳入の方でございまして、10ページ、11ページの方に分担金、いわゆる目2の農林水産業費分担金51万3,000円の減額。

それから、恐縮ですが17ページの方をお開きいただきますと、目5の農林水産業費県補助金ということで1,026万円。これは単独土地改良事業費補助金の関係でございまして、先ほどの歳出の減額に伴いまして関係する入の方でもあわせまして減額をお願いしております。よろし

くお願いをいたします。

恐縮ですが、また32、33ページの方に戻っていただきたいと思います。こちらの方の19節負担金、補助及び交付金の関係でございますが、湛水防除事業費負担金 363万 8,000円の減額。それから地盤沈下対策事業費負担金 550万 9,000円の減額。それから土地改良施設整備事業補助金 1,175万 7,000円の減額。唯一の増になっておりますが、尾張西南部広域営農団地農道整備事業費負担金につきましては 441万 3,000円の追加をお願いしておりますが、これにつきましては事業費の確定に伴いましての補正でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、歳出の方の款8土木費の関係でございますが、まず項1の土木管理費、目1土木総務費におきましては、道路台帳整備の執行残ということで 353万 9,000円の減額をお願いしてございます。

また、項2の道路橋梁費、目1道路維持費におきましては、節13委託料、節15工事請負費、両方合わせまして 7,900万円の減額。

またその下段でございますが、目2道路新設改良費におきましては、同じように節13委託料、節15工事請負費、両方合わせまして 2,400万円の減額をお願いしてございます。いずれも執行残による補正でございます。

1枚めくっていただきまして、34ページ、35ページをお願いいたします。目5の渡船業務運営費においてでございますが、これにつきましては葛木渡船におきまして、川辺につけてありました船まで渡船の人夫が下りていったときに滑って右足の骨を折ったことによる労基法によりますところの休業補償費を市が負担しなければならないことから、その休業補償費 9,000円の追加をお願いいたしております。

また、その下の目6の交通安全対策費の関係でございますが、これも節11需用費、節15工事請負費の関係でございますが、事業等の確定に伴っての、また執行残による減額でございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、その下の項3都市計画費、目1都市計画総務費におきましても、執行残による減額ということでお願いをしております。

その都市計画費に係る歳入の関係につきましては、恐縮ですが12ページ、13ページの方をお開きいただきたいと思いますが、こちらの方のいわゆる款12使用料及び手数料、項2手数料、目5土木手数料、こちらにおきまして 4,000円の追加。

それから、恐縮ですがもう少し2枚ほどはねていただきますと、16ページ、17ページの款14県支出金、項2県補助金、目6土木費県補助金、こちらの方で民間木造住宅耐震改修費補助金ということで90万円の減額。

それからそのページの一番下になりますが、目5の土木費県委託金ということで、土地取引規制等市町村事務費交付金ということで4万 2,000円の追加をお願いしております。

これまた恐縮でございますが、補正予算書の38ページ、39ページの方をお開きいただきたいと思いますが、款12の公債費の関係でございますが、こちらはいわゆる 2,506万円の追加をお願いしておりますが、これは旧佐屋町時代に親水公園関連事業ということで無利子の貸付金が旧

佐屋町時代に受けられまして、その貸付金を一括償還するよという指示がありまして、今回この補正予算書の、歳入の方の14、15ページのところで記載がありますように、上から4段目、都市公園事業資金貸付金償還時補助金ということで、この補助金を歳入で受けまして、それを先ほど説明申し上げました歳出の公債費、いわゆる元金の償還金に充当して対応するというので、こちらの方の補正をさせていただきました。よろしくおをいたします。

次は、消防長より御説明申し上げます。

○消防長（古川一己君）

補正予算書の34ページ、消防費について御説明をさせていただきます。

なお、消防費につきましては補正額が 2,258万 5,000円の減額補正でございます。なお、この財源のうち国県支出金につきましては、補助金要望団体が非常に多くございまして、配分方法が広く薄くという方針によりまして、基準額、補助率の引き上げによりこのような減額補正をお願いするものでございます。また、地方債につきましては、先ほど企画部長より御説明がありましたので、省略をさせていただきます。

なお、歳出でございます常備消防費の負担金、補助及び交付金の部分でございます。職員厚生研修負担金につきましては、これも先ほど総務部長より説明がありましたので、この場では省略をさせていただきます。

なお、この消防費全般のうちの3目の非常備消防費、9節旅費でございます。この旅費につきましては、皆様方も御存じのとおり、今年度は観閲式が半数の団員の出動、また津島市との合同演習を予定しておりましたけれども、両市のいろいろの行事等の都合によりまして今年度は見合わせるという両者の合意によりまして、その分の費用弁償としての未執行の減額をさせていただきます。

なお、その他の項目につきましては、事業費確定に伴う減額補正でございますので、よろしくおをいたします。以上でございます。

続きまして、教育部長の方より御説明を申し上げます。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、第10款教育費をお願いいたします。

2項といたしまして、小学校費でございます。

1目学校管理費でございますが、国県支出金で40万円の減額でございますが、これは親子で学ぶ地震防災教育委託金というものがありましたんですが、本年度予算が確定をいたしませんでしたので、財源の振り分けをさせていただきます。

2目教育振興費でございます。需用費で 1,000万円の減額補正をお願いするものでございますが、印刷費でございます。この印刷費につきましては、小学校の教科書の改訂に伴いますところの社会科副読本の印刷費ということでお願いを申し上げておりました。平成18年から20年までの間に使用をいたします副読本の印刷、約 4,000冊でございます。

この大きな減額の主な理由といたしましては、それぞれ合併前におきましては、佐屋地区においては上下巻2冊、佐織地区におきましても上下巻2冊、立田、八開地区におきましてはそ

それぞれ1冊ずつで、当初は6冊の予定をいたしておりましたが、これを愛西市になりましたことによりまして、先生方の御協議の中で1冊にまとまったのが主な理由、そして業者の方の安価な価格だったということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3項の中学校費でございます。

まず1目の学校管理費、そして3目の学校建設費でございますが、それぞれ地方債等々につきましては、先ほど企画部長の方から説明があったとおりでございますので、省略をさせていただきます。13節委託料並びに22節で補償、補填及び賠償金ということで、それぞれ412万5,000円と4,893万8,000円のそれぞれの減額で、合わせまして5,306万3,000円の減額補正でございますが、3月1日に工期を終えたわけでございますが、佐織中学校の建設工事が終わりました。当初から建設工事に伴います関係で、事前に電波障害ですとか家屋の事前調査を57件ほど実施をいたしております。本来、事後の調査をさせていただくのが本意のところでございますが、現在、まだそちらの方に着手ができておりませんので、新年度の方でお願いをする予定で減額補正をお願いするものでございます。

次に4項でございますが、社会教育費で1目の社会教育総務費でございますが、8節報償費80万円、11需用費66万7,000円。こちらにつきましては、立田地区で行われました納涼祭りの事業の確定によるものでございます。そして13節委託料につきましては159万7,000円、文化祭を行った折に文化協会に委託をしました関係で、こちらの方も事業が確定をしておりますので減額をさせていただきます。

次に、5項の保健体育費でございます。

1目保健体育総務費で19節負担金、補助及び交付金でございますが、それぞれの体育大会に交付金を出しておりました。こちらの方も事業が確定をしておりますので101万5,000円の減額をさせていただくものでございます。

一般会計補正予算、以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第33・議案第29号（提案説明）

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、次に日程第33・議案第29号：平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市長（八木忠男君）

議案第29号：平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第1号）。

平成17年度愛西市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億53万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、議案第29号：平成17年度愛西市土地取得特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

恐れ入ります。歳入の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

まず財産収入の関係で、トータルで42万円の追加をお願いしております。内訳といたしまして、土地開発基金運用収入で27万2,000円。これは基金から発生いたしました利息分について積み立てをお願いするものでございます。雑収入として受け入れるものでございます。

それから、2目で土地貸付収入14万8,000円追加をお願いしております。これは、皆さんのお手元の方に資料という形で位置図をつけさせていただいておりますけれども、佐織地区の町方町内におきまして東邦ガスのガス管理設工事に伴う土地の貸付収入ということで、今回追加をお願いしております。場所につきましては、位置図の場所でございます。

なお、貸付面積につきましては618平米。それから契約期間につきましては、今年の11月からこの3月の5ヵ月間。それから、貸付料につきましては、近隣の雑種地評価額、平米1万9,120円の3%という額で東邦ガスの方と契約を結んでおります。歳入の関係について、トータルで42万円追加をお願いしております。

それから、9ページ、10ページ、歳出の関係でございます。そちらの方をお開きいただきたいと思います。

土地開発基金費におきまして、42万円の補正をお願いしております。この内容につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました基金の利息と土地貸付収入、合わせまして42万円について、それぞれ積立金の方へ積み立てするという内容のものでございますが、それぞれ補正の方をお願いしております。

なお、当初一応この会計で先行取得するような物件が生じたら購入をするというような当初予算で御説明申し上げた経緯がございますけれども、現時点ではそういう物件が生じておりませんので、その点をあわせてつけ加えをさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（横井滋一君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

40分から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第30号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第34・議案第30号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第30号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成17年度愛西市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,691万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,022万9,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より御説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明をさせていただきます。第1表でございます。

まず国庫支出金、県支出金につきましては、どちらも額の確定に伴う補正でございます。国庫で1億6,833万2,000円の減、県支出金で1億7,708万7,000円の増となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の款7の財産収入でございますが、基金から生じます利息分でございます。

8の繰入金につきましては、基盤安定、財政安定化に係る国からの額の確定に伴いお願いをするものでございます。

9の諸収入につきましては、旧4町村の繰越金に合わせて補正をお願いいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして2ページの方でございます。

歳出でございますが、1の総務費につきましては、先ほど一般会計の方で総務部長が申し上げたとおり、職員厚生研修負担金4万円の減でございます。

次に、款2の保険給付費でございますが2億2,428万7,000円の補正をお願いいたしておりますが、これにつきましては4町村の医療費の実績、愛西市となりまして10月までの医療費の動向等を見込み計上をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、款3、款4につきましては、財源振りかえをお願いいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

款7の基金積立金につきましては、先ほどの基金から生ずる利息分11万8,000円を計上いたしております。

また、款9の諸支出金993万円の補正をお願いいたしておりますが、国庫の平成16年度の精算に伴う償還金でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

恐れ入りますが、中ほどになります。めくっていただきまして、直営診療施設勘定というのが中に入ります。ページは新しく1ページになりますので、めくっていただきたいと思ひます。これは財産収入ということで、基金から生じます利息分2万9,000円という補正をお願いし、また歳出では積立金とするために2万9,000円の増となっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第35・議案第31号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第35・議案第31号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第31号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成17年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,547万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,406万8,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,869万8,000円とする。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

内容につきまして、担当より御説明を申し上げます。

##### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、議案第31号の御説明をさせていただきます。

この介護につきましては、保険事業勘定とサービス事業勘定がございまして、保険事業勘定の6ページ、7ページでは歳入として6,547万2,000円をお願いしておるということでございます。

歳出の方の8ページ、9ページの方の御説明をさせていただきます。

基金積立金の25節積立金5,354万9,000円につきましては、歳計剰余金、旧町村と組合ということで繰越金を一たん基金に積んで精算ということで積みさせていただきたいということでございます。その下の繰出金につきましては、事務費とか給与、海部西部広域事務組合の分でございます。16年度一般会計で繰り入れてもらった分の精算でございます。

28の繰出金につきましては、先ほど一般会計の方で繰出金としてお願いいたしました介護サービス事業勘定の繰出金ということで、現在サービス事業を進めさせていただいております。

が、利用者の減少によりまして繰出金としてお願いをしたいということでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第32号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第36・議案第32号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第32号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億 1,102万 2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億 750万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。本日提出、市長名でございませう。

内容は担当より御説明を申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、歳出の方からということで、12ページ、13ページの方をごらんいただきたいと思ひます。

まず最初の事業費の方で、報酬以下旅費につきましては、実績に基づいて人件費等精算をさせていただくものでございませう。それから委託料の方で大きく 3,778万 8,000円の減ということになっておりますが、これにつきましてもそれぞれ委託料と事業の確定等に伴ひまして減額をさせていただきますというものでございませう。それから一番大きく減になっております工事請負費1億 7,225万円の減。これにつきましては、当初計画より相当事業が減ってまいったというような関係で大きく減とさせていただきます。次に大きなところでは、補償、補填及び賠償金で 700万円の減。これは水道管の移設等大きく見ておったわけですが、現実に、幸ひにも水道の移設もそんなにかからなかったということで減額をさせていただきます。

それから、施設管理費の方で委託料 910万円の減。これにつきましても、管理組合の維持管理請負料、実績等に伴ひまして、これは管理組合のトンネル予算という側面を持っておるわけでございますが、減額をさせていただきます。

それから、ふえておるのはコミュニティ・プラント事業の施設管理費、委託料として 136万円補正をお願いしております。これは佐屋地内の永和台分の管理請負料について収入がふえてまいったということで増をさせていただきます。

それから、はねていただきまして14、15ページの方で積立金ということで農業集落排水事業等積立金、これは佐屋、立田、八開、それぞれ決算の見込みにもちましてそれぞれの基金の積立金をさせていただくものでございます。

戻っていただきまして歳入の8、9ページの方をごらん賜りたいと思います。

歳入の方で農業集落排水事業の分担金ということで、これも先ほどの支出でも言いましたように、事業費等が減ってまいった関係上分担金についても減ってまいったということで、マイナスの259万2,000円。これは八開南部地区ということで、それから加入分担金については立田並びに八開の中途管理の分担について減をさせていただいたというものでございます。それから、維持管理分担金。これは立田、八開分につきまして、維持管理の精査に伴って必要になるということで、要するに入れていただくというものでございます。

それから、使用料でございます。マイナスの1,854万5,000円の減。これは使用料でございます。当初見込みより減ってまいったというようなことで、これは佐屋、立田、八開のそれぞれの分が入ってございます。

それから、下の方で県補助金ということで、農業集落排水事業県補助金、マイナスの1億1,719万8,000円。これは立田、八開の工事等、処理場の委託等で事業費がぐっと減ってまいった関係上、補助金等も減ってまいったというものでございます。

非常に簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第37・議案第33号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

日程第37・議案第33号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第33号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成17年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,336万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,538万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より御説明を申し上げます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、歳出の方からということで、10ページ、11ページの方をごらん賜りたいと思いま

す。

歳出の事業費で公共下水道事業費ということで、補正額で1億8,336万円の減と。

内訳でございます。大きく委託料で7,736万円。それから、工事請負で3,000万円。それから、補償、補填及び賠償金ということでマイナスの7,600万円、大きく減をさせていただいております。これは事業費の確定と、それから補償、補填につきましては、先ほども言いましたように水道の移設等、当初見込みより当たりの方が少なく、幸い済んだということで減をさせていただくものでございます。

それで、戻っていただきまして歳入の8、9ページでございますが、先ほどの事業費の減に伴いまして、県の補助金等、それから一般会計の繰入金等も事業精査に伴いまして歳入も減らさせていただき、また下水道債についての分も減らさせていただいたという内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第34号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第38・議案第34号：平成18年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第34号：平成18年度愛西市一般会計予算。

平成18年度愛西市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名でございます。

内容につきましては、それぞれ担当より御説明を申し上げます。

○議長（横井滋一君）

ここで、説明者に申し上げます。

この一般会計から8会計につきましては、6日、7日と勉強会がございますので、本日は要点のみでとどめておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、今、議長からもお話をいただきましたんですけど、一般会計の御説明につきましては歳出の款の順に担当部長よりさせていただきます。歳出の事業に伴います歳入につきましては、事業の説明にあわせて行わせていただきます。そして説明事項につきましては、新規事業、大幅な変更がありましたものなど、主要な事業とさせていただきます。また、歳出の同一款内に所管部長がまたがる場合は、ページを戻っていただく場合もあろうかと存じますが、よろしく願いいたします。

なお、予算の概要書はお手元に届けてありますので、また後ほどお目通しをいただきたく存じ上げます。

それでは歳入、市税からお願いをいたします。

ウグイス色の紙以降のところの歳入4ページをお願いいたします。ウグイス色の中紙があるかと思えます。それ以降の4ページ、5ページをお願いいたします。

そこで、市税でございますが、市民税個人分の現年課税分は25億5,000万円で、前年より1億2,000万円の増となっております。これは老年者控除の廃止、公的年金控除額の縮減及び定率減税の2分の1縮減によるものでございます。

法人分の現年課税分は2億6,000万円で、前年より4,300万円の増となっております。

固定資産税、現年課税分は32億2,620万円で、前年より1億1,880万円の減額となっております。これは家屋の評価替えによります減価償却相当分の減でございます。

軽自動車税は現年課税分が8,800万円で、前年度に比べて542万9,000円増となっておりますが、これは車両の増によるものでございます。

市たばこ税、現年課税分は2億7,900万円で、前年より40万4,000円の増となり、ほぼ前年と同じでございます。

市税滞納繰越分の合計は4,739万1,000円で、前年度の1億8,872万7,000円に比べ大幅な減となっておりますが、これは本来16年度の現年課税分として昨年の下月に入る市税が4月1日の合併により17年の滞納繰越分として計上せざるを得なかったため、大幅な減でございます。

続きまして歳出でございますが、34ページ、35ページの議会費をお願い申し上げます。

議会費におきましては、前年度に比べて大幅な減額となっておりますが、議員の皆様方の任期満了後の5月以降における報酬手当、共済費等につきましては、改選後の人数で計上させていただいておるためでございます。

おめくりをいただきまして、38ページ、39ページの総務費をお願い申し上げます。13節委託料でございますが、2の男女共同参画プラン策定委託料593万3,000円は、アンケート調査費、計画書等の委託を含むものでございます。次に、11の巡回バス調査委託料388万5,000円

でございますが、愛西市の巡回バス運行に関し調査を行うものでございます。

次に40ページ、41ページをお願いいたします。19節負担金、補助及び交付金、7の納涼祭実行委員会交付金 800万円は、1地区 200万円で4地区お願いをしております。納涼祭りにつきましては、各地区とも 200万円を限度として各地区で実行委員会において実施をお願いするものでございます。

次に48ページ、49ページをお願いいたします。6目財産管理費、15節工事請負費で、1の発電機設置等工事で 2,169万 3,000円でございますが、市役所変圧器の老朽化と容量不足のため、取りかえの必要が生じました。停電時のコンピューター等の影響を防ぐため、非常用発電機の新設もあわせてお願いを申し上げるものでございます。2の本庁舎内装改修（アスベスト含有建材除去）工事 166万円ですが、庁舎建設当初より書庫等に使用されております床材のピータイルにアスベストが含有していることが、今回の調査で判明をいたしました。このピータイルは、一部剥離をしているところもあり、飛散するおそれがありますので、今回修理をお願いするものでございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。選挙費の市議会議員一般選挙費として1億 523万円で、次に68ページ、69ページをお願いいたします。ここでは愛知県知事選挙費でございますが、3,044万 8,000円の計上でございます。県委託金として 2,458万円の歳入を計上させていただきます。

次の70ページ、71ページをお願いいたします。県議会議員一般選挙費 1,243万 9,000円の計上ですが、これは19年4月に予定されておりますので、準備分の予算をお願いしております。なお、県委託金として 800万円を歳入で計上させていただいております。

76、77ページをお願いします。2の国民保護計画作成業務委託料として 315万円の計上でございますが、今回、議会で条例をお願いしておりますが、県の計画により愛西市も作成するためをお願いするものでございます。15節の工事請負費、2の防災行政無線（移動系）整備工事でございますが、3,977万 4,000円をお願いしております。これは電波法上、1市町村に一つの電波が許可されるものでありますので、統一に向けて八開と立田の一部に整備を行うものでございます。18節の備品購入費、2の自主防災用備品 836万 9,000円のうちで、自主防災会で御利用いただくため簡易収納物置70基分を 668万 8,500円をお願いしてございます。

それから78、79ページをお願いいたします。19節の水防費の負担金でございますが、389万 5,000円で分担金の算出基準等の改正もありましたので17万 1,000円の増となっております。そして、総合支所費をお願いいたします。佐屋庁舎総合支所費で、11節6の需用費でございますが、修繕料でございます。1,194万 7,000円でございますが、このうち 1,170万円は道路維持管理等における緊急的な小規模修繕に要する予算の計上をさせていただいております。同じ内容で八開庁舎費で 520万円、佐織庁舎費で 810万円、合計 2,500万円を計上させていただいております。

なお、立田庁舎費では事業担当課がちょうどしておりますので、対応する計上はしてございません。

82ページ、83ページをお願いいたします。2目立田庁舎費の15節立田庁舎内装改修（アスベスト含有建材除去）工事として382万円の計上でございますが、これは市役所と同じ理由によるものでございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。佐織庁舎費の15節佐織公民館東駐車場整備費として629万円でございますが、現在未舗装の状況で使用しておりますので、舗装整備をお願いするものでございます。

なお、職員の給与費につきましては総務で積算をいたしまして、特別会計を含めそれぞれその項目に計上させていただいております。給与明細書は後段の232ページからの部分をごらんいただきたいと思っておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、職員総数につきましては、前年度一般会計、特別会計を合わせて592人でしたが、今年度は10人減の582人をお願いをしております。私からは以上でございます。

次に、企画部長より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは企画部所管の、新規等を含めまして主要内容について御説明を申し上げます。

恐れ入れますけれども、ウグイス色の仕切りページがございますが、それ以降の歳入の関係の6、7ページをお開きください。まず、市の主要財源となります歳入の関係について若干の説明をさせていただきたいと思っております。

6、7ページの関係ですけれども、款2の所得譲与税の関係で、本年度4億9,700万円計上しております。これは御案内のとおり、国の三位一体改革に伴う税源移譲の手段として創設されました所得譲与税でございますけれども、これは本年度の額につきましては県の試算に基づき4億9,700万円ということで見込み計上をしております。

それから、恐れ入りますけれども次ページの8、9ページをお開きください。地方交付税の関係でございます。本年度予算額につきましては42億5,000万円計上をいたしました。この国の18年度の地方財政計画、いわゆる国からの出口ベースにおきましては、見込みとしたしまして対前年比約5.9%ぐらいになるのじゃないかという情報は得ております。しかしながら、実績といいますか過去の出口ベース、あるいは実収入額ですか、それからまた御案内のとおり、昨年、国調がございまして、国勢調査の関係で人口等測定単位が当然変更になります。そういった増の要因もございしますので、そういったことも勘案いたしまして、普通交付税といたしまして38億5,000万円。それから、特別交付税につきましては、まだ17年度の実績も確定していない状況でございます。しかしながら、平成18年度、合併特例の関係で特別に措置される分、いわゆる2億5,000万円のものをベースにいたしまして試算をいたしましたところ、前年度同様4億円について計上をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、26ページ、27ページをお開きください。繰入金の関係でございます。項2基金繰入金といたしまして21億8,332万2,000円。前年度とほぼ同額に近いような繰入金の計上をしております。これにつきましては、前後いたしますけれども、道路、水路などの生活基盤整備事業、あるいは小・中学校の校舎管理事業に、目3におきまして公共事業整備基金繰入金とい

たしまして7億7,300万円。また、その他の全体的な財源確保といたしまして、一般財源確保のために目1で財政調整基金から13億6,900万円の繰り入れをし、財源調整という形で予算の編成をしておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、30、31ページをお開きください。これは地方債、いわゆる起債の関係でございますが、一応市債といたしまして18年度13億1,100万円予算計上いたしました。それで、内容につきましては右側に説明欄がございますが、八開児童クラブ施設整備事業債、それから親水公園整備事業債、都市計画街路整備事業債、それから防火水槽整備事業債、また32ページの小・中学校耐震補強事業債、これを合わせますと総額にいたしまして3億6,200万円ほどになるわけでございますが、この事業債につきまして、現時点では合併特例債を対象として考えております。よろしくお願ひをいたします。

次に歳出の関係につきまして、新規と主なものについて御説明を申し上げます。

まず歳出の50、51ページを、申しわけございませんけれどもお開きいただきたいと思ひます。

電子計算費の関係でございますが、今年度新規事業として予定をしております、いわゆる図書館をネットワークで結ぶ図書システムの統合と、それから教育ネットワーク、小・中学校をネットワークで結ぶわけでございますけれども、その整備に伴う関係で委託料、あるいはその機器の購入等で約5,000万円ほど増となっております。

そのほか、今回、17年度それぞれの予算科目で組んでおりました、いわゆる保守関係等につきまして、若干組みかえを行っておりますので、その関係で増となっている部分もありますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、52、53ページをお開きください。企画費の関係でございます。15工事請負費におきまして690万円、ホテルの育成環境整備工事費として計上をさせていただいております。これにつきましては、今年度新規事業という形でお願ひをしております。また、場所につきましても皆さんのお手元の方に位置図の方を配付させていただいておりますけれども、後ほどごらんをいただきたいと思ひます。いわゆる池の造成と一緒に形で予定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

あとの費目の関係につきましては、前年度同様、内容については変わりございませんので、よろしくお願ひを申し上げます。

次は、市民生活部長より説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

私の担当しております戸籍住民基本台帳費につきましては、ほとんど前年同様でございます。ただ、先ほど企画部長が申しましたように、電子計算機器の借入料、また保守料が機器の部分の減額がございますので減となっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次が98、99ページでございますが、中ほどより下のところでございますが28の繰出金、国保特別会計繰出金ということで、前年対比12.84%の減となっております。よろしくお願ひをしたいと思います。

次に 104ページ、 105ページでございますが、この次も28、中ほどでございますが、繰出金でございます。老人保健特別会計繰出金4億 1,889万 4,000円、対前年比 13.39%の増となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に 110ページ、 111ページでございます。恐れ入ります。今年度から福祉医療に係る分を2カ所に組みかえをいたしております。まず、障害と老人福祉関係がこちらに入っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。下の方でございますが、20の扶助費におきまして、1の障害者等医療費扶助費1億 6,300万円ということでございます。対前年比にいたしますと 57.79%の増、受給者数の増となっております、実績等を勘案して増をお願いいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、精神の手帳所持者の1、2、3級の方もその障害者の方へ入っておりますので申し添えます。次の精神障害者医療費助成、それから老人医療扶助費につきましては、昨年とほぼ同様でございます。福祉給付金につきましては、受給者増の関係で16.6%の増となっております。

続きまして 126ページ、 127ページになりますが、一番下でございます20の扶助費でございます。乳幼児医療扶助費2億 2,620万円ということで、対前年比 13.93%増となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。母子家庭等医療扶助費につきましては、2,905万円ほどで、4.37%の増となっております。

次に 130、 131ページでございます。これは犬の登録、注射済み等、犬の関係でございますが、昨年とほぼ同様でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に 132ページ、 133ページになりますが、目2の予防費でございます。1の報酬におきまして、愛西市健康日本21計画策定委員報酬ということで25万 5,000円を計上いたしております。新たに計画を策定したいものでございます。これにあわせまして、それぞれ8の報償費におきまして、愛西市健康日本21計画推進委員報償金ということで、作業部会を10回、また推進委員会を2回予定して、42万円新たにお願いをいたしております。その下でございますが、11の需用費におきまして印刷製本費ということでお願いをいたしております。計画書 300部、またダイジェスト版につきましては、全世帯分をつくっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

めくっていただきまして、次の12の役務費につきましては通信運搬費で、先ほど申し上げましたアンケートを実施してまいりたいと考えておりますので、増となっております。次の13の委託料につきましては、個別予防接種委託料につきましては、児童・生徒の個別への移行ということで、日本脳炎、またMRワクチン、新しく実施されるわけですが、麻疹、風疹がMRワクチンとして新たに来年から実施されますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に 136、 137ページでございます。上段の目3の母子衛生費、節1の報酬でございます。2段目のところでございますが、愛西市子どもの心の健康づくり事業推進実行委員会委員報酬ということで、昨年までは地域保健推進特別事業委員報酬ということで、国庫事業で実施いたしておりますが、18年度から新たにこのような形で進めてまいりたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、 138ページ、 139ページでございます。目4環境衛生費でご

ございます。1の報酬費におきまして、斎場建設検討委員会委員報酬ということで58万7,000円、新規に計上いたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その次、めくっていただきまして142ページでございますが、節15の工事請負費、総合福祉センター駐車場整備工事ということで1,136万4,000円。佐織地区でこのセンターの駐車場を整備していくものでございます。47台分の駐車場となる予定でございます。

次の塵芥処理費については、ほぼ同額でございますが、19の負担金、補助及び交付金におきまして、5番目でございますが、海部津島環境事務組合負担金20.9%の減となっております。これは、昨年は4町村分でございますが、1市になりましたので、減額となったものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

それでは、福祉部長をお願いします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、私福祉部の方から順次御説明させていただきます。

歳出の92、93ページをお願いします。

92、93では、1の報酬の235万2,000円、障害者自立支援審査会委員報酬。これは国が2分の1と県が4分の1でございます。

続きまして、94、95ページをお願いします。委託料の方にまいります。7の訪問調査委託料146万円。8のサービス計画作成委託料51万円でございます。

続きまして、96、97ページでございます。扶助費の方でございます。26の居宅介護費2,610万円。27の重度訪問介護費300万円。28の行動援護費550万円。29の外出介護費240万円。34の短期入所費1,470万2,000円でございます。

続きまして、98、99ページ、同じく扶助費の関係でございまして、48の生活介護費5,750万円。49の療養介護費648万5,000円でございます。

続きまして105ページには、介護保険特別会計の繰出金ということで5億6,729万3,000円をお願いしております。

続きまして114、115ページをお願いします。この中で委託料でございまして、3にキャッププログラム委託料ということで152万円お願いしております。

続きまして、116、117ページをお願いします。こちらは児童手当の関係でございまして、20の扶助費として5億2,205万円でございます。

続きまして、122、123ページでございます。先ほど入にも説明がございましたが、八開児童クラブ施設関係で13の委託料の13八開児童クラブ施設建設工事設計監理委託料147万円。15の工事費の2の八開児童クラブ施設建設工事4,200万円。これにつきましては基準額の3分の1が国、3分の1が県費でございます。18の備品購入費、2の児童クラブ備品259万円お願いしております。

続きまして、124、125ページをお願いします。こちらでは、13の委託料ということで母子通園委託料858万円計上させていただいております。

126、127ページをお願いします。7母子福祉費の7のところ賃金で201万5,000円をお

願いしております。それから20の扶助費で、359万7,000円のうち4の日常生活支援事業ということで14万7,000円、これは県費3分の2でございます。以上で、福祉部の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、経済建設部長の方から御説明申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方から予算書の156ページ、157ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの方の目5の農業土木費、土地改良施設整備事業補助金で、対前年度46%増の1億7,309万3,000円を計上させていただきました。

1枚はねていただきまして、158ページ、159ページをお開きいただきますと、こちらの方では目6の農業施設管理費、こちらの方の節19負担金、補助及び交付金の欄で、こちらにおきましては立田ふれあいの里運営連絡協議会が県から県産材活用施設普及啓発事業補助金ということで50万円を受けまして、簡易なものをつくるということから、この県の補助金を市で受けまして、それを市から立田ふれあいの里運営連絡協議会の方へ補助をするといった、いわゆる県の間伐材使用の補助金のご関係でございますが、その予算を計上させていただきました。

それから160ページ、161ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方の目8の排水対策費では、土地改良事業調査測量業務委託料ということで500万円、それから緊急防災事業調査測量業務委託料ということで、こちらも500万円を計上させていただきました。場所については、宮田用水関連のところと相ノ川排水路の関連のところの経費でございます。それからまた立田輪中排水機場修繕工事関連で、緊急農地防災事業負担金としまして2,500万円、それから農業水利施設保全対策事業負担金としまして131万3,000円計上をお願いしております。

続きまして、予算書の162ページ、163ページをお開きください。こちらの方の款7商工費におきましては、観光情報の収集、提供など、愛知県観光事業の振興に資するべく愛知県観光協会へ加入するというので、その会費26万円を新たに計上させていただきました。

次に168ページ、169ページをお開きください。こちらの款8の土木費におきましては、項2の道路橋梁費、目3橋梁新設費におきまして、川北橋の橋梁改築工事（上部工）の関係で1億1,700万円計上をお願いしております。

1枚はねていただきまして、170ページ、171ページをお開きください。こちらの方の項3都市計画費、目1の都市計画総務費におきましては、永和駅の周辺の現況把握をしたいがために、永和駅周辺現況調査委託料としまして300万円。それから1枚はねていただきまして172ページ、173ページの、特に173ページの上段の方に書いてございますが、勝幡駅周辺の物件調査のための勝幡駅周辺整備物件調査委託料として2,640万円。それから親水公園東エリアの実施設設計費としまして、親水公園設計委託料といたしまして1,500万円の計上をさせていただいております。また、佐織・津島・佐屋線の都市計画街路新設改良工事ということにおきましては、対前年度40%増の2億8,000万円の計上をさせていただきました。

なお、この工事につきましては、土木費国庫補助金、街路事業費補助金ということで9,300万円の充当をする予定で計上をお願いしております。よろしく願いをいたします。

次は、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（古川一己君）

それでは、消防費の方の説明をさせていただきます。

予算書の 174ページ、175ページをお開きいただきたいと思います。

この中で1目の常備消防費、1の報酬でございます。これにつきましては、消防体制のすべての見直し、常備消防団、また消防施設等の見直しをかねまして、消防総合整備計画を策定するための消防研究会委員の皆様方の報酬を計上させていただいております。また、一番下の11節需用費の中で、消耗品費の部分でございます。一般消耗品費と救急関係におきまして、住宅用火災警報器の普及促進を図るための全戸配付用のパンフレット、またパネルの作成経費、また応急手当の普及啓発事業としてのAEDを含む救命講習関係費約1,000人分でございます。そのものを計上させていただいております。

それでは、はねていただきまして177ページ、14節でございます。使用料及び賃借料の部分でございます。2の電話交換機の使用料でございます。これにつきましては、私ども平成2年度に現在の交換機を整備させていただきまして、指令放送回線を含めた電話回線の交換機になっております。このようなものがもう15年も経過をいたしまして、老朽化に伴う更新をお願いするものでございます。

また、引き続き次のページ、178、179ページでございます。18節備品購入費でございます。1の救急備品でございます。この中には、先ほど市長の説明にもございましたように、救命率の向上、また市内の救命の連鎖を構築するために市内の16公共施設に2年計画でAED毎年8基を整備させていただくということで、救急備品として計上をさせていただきました。なお、その備品購入費の中には、AEDの救命講習に必要なAEDトレーナーを4セット含んだ経費を計上させていただいております。また、19節でございます。負担金、補助及び交付金では、救急業務の高度化の推進を図るための救急救命士また気管挿管、薬剤投与救命士の養成、また医療機関との常時指示体制の確立に要する経費をそれぞれ1の消防長会負担金、また9の消防学校等教育負担金の中でその部分を計上させていただいております。

2目の非常備消防費でございます。この非常備消防費につきましては、815人の消防団員の活動費、また福利厚生費、分団の詰所、車庫等に係る経費を計上させていただいておりますけれども、はねていただきまして180ページ、181ページでございます。13節の委託料の1でございます。防火水槽汚泥処理等委託料でございます。これにつきましては、防火水槽が約260基ございます。これを5年周期で清掃するときに出る汚泥の処理費として、この部分を110万1,000円ですけれども、計上させていただいております。19節負担金、補助及び交付金でございます。そのうちの7の消防団詰所運営負担金という部分でございますけれども、これにつきましては消防団の詰所、車庫等が地区によっては地区の集会場等と併設されている部分がございます。それで、各地区で電気代、水道代等支払いをいただいている部分もあろうかと思っておりますけれども、その部分をよく調査をいたしまして、その経費相当分として18年度に計上をさせていただいております。

次は3目の消防施設費でございます。これもはねていただきまして182ページ、183ページをごらんいただきたいと思います。15節の工事請負費でございます。これにつきましては、耐震性貯水槽、これは2基でございます。地域では位置図等で示させていただいております内佐屋町、また町方町を予定しております。3の消火栓の新設工事、これは10基を予定してございます。このような水利の充実整備を図るものでございます。また、18節の備品購入費でございますけれども、消防ポンプ自動車につきましては常備の消防の配備分でございます。昭和61年、または平成元年度に整備をさせていただいた2両が、排気ガス規制法によりましてことし8月末をもって使用ができなくなります。よって、使用年数、耐用年数とともにそのような規制でございますので、更新をお願いするものでございます。また、小型動力ポンプ付積載車につきましては、消防団に配備した車両3台でございます。これにつきましても15年が経過し、既にまたこの積載車につきましても排気ガス規制の対象車両でございまして、使用ができなくなる関係上、更新をお願いするものでございます。また、これらの整備に係る財源といたしましては、県の支出金730万6,000円、また地方債2,700万円を特定財源として計画をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

引き続き、教育部長の方から御説明を申し上げます。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、教育費をお願いいたします。

まず最初に182ページ、183ページでございます。1目の教育委員会費でございます。本年度4,413万9,000円の予算をお願いしております。その中で、8節の報償費の中で4番目でございますスクールサポート報償金につきまして、本年度の新しい事業でございます。内容につきましては、学習指導に障害のある児童が安全で快適な学校生活を送るために指導面の教育環境整備の援助をするものでございます。現在のところ学習指導、そして体育指導等予定をいたしております学校につきましては、立田北部小学校、北河田小学校、開治小学校の3校を本年予定いたしております。

1枚はねていただきまして184ページ、185ページをお願いいたします。教育委員会事務局費でございます。本年度予算2億257万1,000円の予算をお願いいたしております。新しい事業といたしましては15節の工事請負費、並びに18節の備品購入費で、企画部長の方からも説明がありましたように、愛西市のネットワークの構築に関係いたします部分で、学校関係の教職員のパソコン機器の整備といえますか、ネットワークの関連導入をお願いするわけでございます。現在、愛西市、440名ほどの教員がおるわけでございますが、今回、この備品購入費でパソコンをお願いいたします台数につきましては193台でございます。工事請負費につきましては、配線工事等の金額でございます。

めくっていただきまして186、187ページをお願いいたします。小学校費、1目の学校管理費でございますが、本年度8億2,731万6,000円の予算をお願いしております。

順次おめくりをいただきまして、192ページ、193ページをお願いいたします。こちらの方

で、15節工事請負費で4億 2,014万 4,000円お願いをいたしております。これにつきましては、小学校がそれぞれ13校ありますが、夏季修繕工事でございます。本年度、学校の安全管理を含めまして門扉の設置を主に取りかかろうということで予算を入れさせていただいております。2番の建物の耐震補強工事でございます。2億 2,262万 6,000円。こちらの対象学校につきましては、佐屋小学校、立田北部小学校、北河田小学校、勝幡小学校を予定いたしております。

なお、建物の耐震補強工事につきましては、補助基本額の3分の2が国庫補助から予定をさせております。

次に、3番目のアスベスト除去工事でございますが、1億 2,729万 1,000円の予算をお願いいたしております。こちらの対象学校につきましては、市江小学校、佐屋西小学校、勝幡小学校、草平小学校の4校を予定いたしております。こちらにつきましても3分の1の国庫補助の対象事業となっております。

次に19節の負担金、補助及び交付金の中で、12番目のところの環境教育研究事業とあります。

9万円の予算でございますが、愛知県の指定を受けまして、草平小学校が平成18年度と19年度に、2年間にわたりまして研究校の指定を受けます。次に、13番のところの健康推進学校事業ということで、これも県の指定でございます。本年度からでございますが、20万円の予算をお願いいたしております。佐屋西小学校が平成18年から20年までの3年間指定を受けます。よろしくをお願いいたします。

次に、中学校費でございます。学校管理費で、本年度6億 3,916万 2,000円の予算をお願いいたしております。

198ページまでお進みをいただきたいと思います。こちらの方も15節工事請負費でございますが、2億 2,118万 6,000円の予算でございます。こちらにつきましても中学校の施設修繕工事ということで、佐織中学校を除きました5校についての予算を入れさせていただいております。2番目の建物耐震補強工事につきましてはの本年度の予定は、佐屋中学校と立田中学校を予定いたしております。予算は1億 2,494万円でございます。補助率は先ほど申し上げましたとおり3分の2でございます。次にアスベスト除去工事、こちらの方の予定は、永和中学校と佐織西中学校でございます。予算 5,295万 9,000円でございます。先ほどと同じように3分の1の補助でございます。

そして、18節備品購入費でございます。こちらの方で1億 7,421万 5,000円と大きな予算をお願いいたしております。こちらにつきましては器具となっておりますが、1億7,402万5,000円、パソコン教室がそれぞれの中学校に導入をされておりますが、立田中学校を除きます他の5校についてリース切れをしております状況でございます。今回、企画部長の方からも説明がございましたように、合併の特例交付金を充てていただきまして、こちらの方の機器の買い換えを行うわけでございます。それに付随して必要となります予算が、工事請負費の中で教育用パソコン配線工事が252万円と、1枚戻っていただきまして197ページのところで、委託料で

教育用パソコン導入委託料 2,350万円計上をさせていただきます。

次に19節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらの方も一番最後の10番目のところで授業名人活用推進事業ということで43万円でございます。こちらにつきましても、愛知県の指定校ということで佐織中学校が平成18年度、1年間でございますが指定校となります。

続きまして、200ページをお願いいたします。社会教育総務費でございます。こちらの予算8,219万6,000円をお願いしております。まずその中で、8節の報償費で賞賜金ということで24万円。そしてはねていただきまして203ページのところで市の歌・音頭制作委託料ということで776万円計上させていただきます。本年度、愛西市の歌と音頭の制作をしたいということで計上させていただきます。この市の歌、市の音頭につきましては、制作に当たりましては作詞を一般から広く公募をしたいというふうに考えております。それで、歌と音頭、同時に公募をいただくような形を考えております。あわせまして800万円の予算を計上させていただきます。よろしくをお願いいたします。

次に206ページをお願いいたします。図書館費でございますが、図書館費1億828万5,000円の予算を計上させていただきます。こちらの関係につきましても、現在、中央図書館初め佐織図書館、立田図書館、それぞれ従来どおりの方法で今やっておりますが、本年度お願いする関係は愛西市の中央図書館、立田図書館、佐織図書館の電算システムを統合しまして本館・分館のネットワークを結ぶというようなことで今計画をいたしております。そうした関係で、費用といたしまして13節委託料で、一番最初のところにあります図書電算システム統合作業委託料1,373万4,000円と、2番目にあります図書設備及びデータ統合作業委託料2,041万円。そして11節需用費のところ、4番目のところに印刷製本費があります。203万9,000円でございますが、この印刷製本費のところ、新しい図書館の利用カード3万枚の印刷を予定しております。合わせたような金額でもって、今年度統合に向けての作業をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、こちらの方にも合併特例債の交付金の一部3,000万円が中に入っております。

次に214ページをお願いいたします。体育館運営費でございますが、2億3,422万4,000円の予算をお願いいたします。

218ページ、219ページのところで、工事請負費で6,710万2,000円計上させていただきます。これは体育館の整備工事、そして体育館のアスベスト除去工事ということで、立田の体育館につきましては、天井部分については本年度行いませんが、柔剣道場のみのアスベスト除去工事と、佐織体育館のアスベストの除去を予定をいたしておりますので、お願いいたします。

そして、めくっていただきまして220ページ、221ページでございますが、プール運営費で3,489万9,000円の予算計上でございます。こちらの方につきましても、おめくりをいただきまして222、223ページのところで、工事請負費で1,615万7,000円。こちらの方も佐屋のプールでございますが、プール整備工事ということでプールサイドの床の補修と、そしてアスベストの除去の工事を予定をいたしております。

以上で、18年度の愛西市の一般会計予算の説明でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（横井滋一君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

議場の時計で4時5分から再開いたします。よろしくお願いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第35号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第39・議案第35号：平成18年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第35号：平成18年度愛西市土地取得特別会計予算。

平成18年度愛西市の土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億411万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

議案第35号：平成18年度愛西市土地取得特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

歳入から説明をさせていただきます。

ウグイス色の仕切りがございますけれども、その後の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず款1 財産収入の関係でございますが、土地貸付収入で35万5,000円。これは先ほど補正予算で御説明申し上げましたように、東邦ガスガス管理設工事に係る土地貸付収入でございます。

目2の土地開発基金運用収入は、基金から発生いたします利息分について5万6,000円計上をさせていただいております。

款2 諸収入ということで、土地開発基金借入金といたしまして3億370万円計上をいたしました。これは用地購入等の財源として基金より借り入れをするものでございます。

次に歳出の関係でございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 土地開発基金費におきまして41万 1,000円。これは、先ほど歳入で御説明申し上げました土地貸付収入基金の利息について、基金に積み立てるといふことで予算の方を計上させていただいております。

款 2 土地取得費、項 1 土地取得費の関係でございます。3 億 370万円計上をさせていただいております。ここで主な内容につきましては、冒頭、市長の方から施政方針にもございました。また、昨年全員協議会場で、私ども助役の方からも御報告申し上げておりますように、佐屋公民館東駐車場拡張に伴う用地取得等関係予算について計上をさせていただきました。土地購入費を初めといたしまして、登記等に係る事務費等合わせまして、内訳といたしまして1 億 2,676万円について予算化をさせていただいております。

またそのほかに、現時点では購入する予定の土地はございませんけれども、公共事業用として先行取得できる物件が生ずれば購入したいという考えのもとに、土地購入費等に係る関連予算といたしまして1 億 7,694万円、あわせて計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・議案第36号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第40・議案第36号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第36号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計予算。

平成18年度愛西市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億 9,494万 1,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億6,878万2,000円と定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第 235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1 億円、直営診療施設勘定 2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第 220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から国民健康保険特別会計予算について御説明をさせていただきます。

ウグイス色の2枚目の方でございますが、その後ろに明細書がございますので、そちらの方で御説明を申し上げたいと思います。

まず国民健康保険税でございます。19億 5,211万 3,000円。これにつきましては、17年度本算定をもとに計上をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、国庫支出金17億 2,089万 2,000円、5.9%の減となっておりますが、負担率の引き下げに伴うものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、款3療養給付費等交付金11億 4,900万 3,000円でございます。4.8%の増。退職者医療に係る交付金でございます。

款4県支出金2億 1,400万 5,000円でございますが、負担率の引き上げに伴うものでございます。

次に、款5共同事業交付金 8,320万円。前年実績により計上いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

款7繰入金でございます。9億 9,148万円。一般会計より8億 4,148万円お願ひし、基金より1億 5,000万円をお願ひいたしております。

款9諸収入につきましては121万 7,000円。延滞金、過料納付金等を計上いたしております。

続きまして歳出でございます。

大きなものとして款2保険給付費でございますが、43億 1,127万 3,000円。医療費の過去10ヵ月の動向等を見据え計上をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

款3老人保健拠出金でございます。11億 3,440万円。老人保健の実績に基づきまして計上いたしております。

款4介護納付金でございます。4億 9,254万 7,000円。介護保険の保険者負担分でございます。20.2%の増を見込んでおります。

次に、款5共同事業拠出金1億 1,996万 6,000円。高額療養費が年々伸びており3.6%増となっております。

款6保健事業費 815万円でございますが、39%の減となっておりますが、これはデータバンク事業が18年度から健康推進課に移行したことに伴うものでございます。

款9諸支出金 558万 3,000円。税の過年度還付金が主なものとなっております、17年度実績を踏まえ計上いたしております。よろしくお願ひしたいと思います。

また、続きまして先ほどと同じでございますが、中ほどまでめくっていただきまして、直営診療施設勘定に入ります。診療収入1億 3,570万 3,000円。実績等を勘案いたしまして計上いたしております。

また、支出につきましても総務費、医業費でございますが、前年対比減となっておりますが、実績に合わせて計上をいたしておりますので、よろしく御審議が賜りたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議案第37号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第41・議案第37号：平成18年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第37号：平成18年度愛西市老人保健特別会計予算。

平成18年度愛西市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億 7,022万 7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。本日提出、市長名であります。

内容について、担当より説明を申し上げます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、平成18年度愛西市老人保健特別会計予算について説明をさせていただきます。

この会計につきましても、医療諸費がほとんどでございます。事項別明細書を見ていただきますとわかりますように、歳出2款でございます。51億 5,736万 6,000円、1.5%の減となっておりますが、この件については平成17年度は未払い金が計上されておりましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

戻っていただきまして歳入でございますが、この会計は皆様御案内のとおり老人保健法で負担率が定まっております。現在移行中ではありますが、よろしくお願いをしたいと思います。

款1 支払基金交付金では27億 829万 1,000円、10.49%の減。

国庫支出金16億 3,485万 5,000円、11.23%の増。

次に、款3 県支出金では4億 818万円ということで11.9%の増。

款4 繰入金4億 1,889万 4,000円、13.39%の増となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・議案第38号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・議案第38号：平成18年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第38号：平成18年度愛西市介護保険特別会計予算。

平成18年度愛西市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,814万8,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,679万円と定める。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 保険事業勘定の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明させます。

○福祉部長(水谷 正君)

それでは、議案第38号の御説明をさせていただきます。

18年度新しい事業ということで関連するもののみ御説明させていただきます。歳出の14、15ページをお願いします。

14、15ページの1の報酬52万2,000円でございます。11の需用費169万4,000円でございます。13の委託料、1介護保険システム改修委託料の264万6,000円と、2のシステム保守委託料116万9,000円でございます。14の使用料及び賃借料の8万円のうちの2のシステム借上料4万円でございます。

続きまして18、19ページをお願いします。介護予防サービスの予防給付費ということで、真ん中にございます19の負担金、補助及び交付金の2億9,434万8,000円の予防給付費でございます。

続きまして20、21ページでございます。同じように介護予防事業費の中の7の賃金でございます、411万6,000円。それから11の需用費でございます、223万4,000円。12の役務費116万2,000円のうちの91万円。それから、14の使用料30万5,000円でございます。

次のページをお願いします。包括的支援事業費の中で、11の需用費51万5,000円のうち、1と4の数字でございます。続いて12の役務費40万円。それから、13の委託料93万9,000円。14の使用料及び賃借料の238万9,000円。18備品購入費50万円。20の扶助費の552万円。そして19節の107万2,000円。

それから次のページにまいりまして、一番上の扶助費で59万7,000円が新しい事業といえますか、制度とか事業の変わった点でございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第43・議案第39号(提案説明)

#### ○議長(横井滋一君)

次に、日程第43・議案第39号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第39号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算。

平成18年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億 8,833万 4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日提出、市長名であります。

担当より内容の御説明を申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、歳出の方の8ページ、9ページの方をごらん賜りたいと思います。

変わったところだけということで、まず1報酬で2のところの公の施設指定管理者選定委員会委員報酬ということで、これは先ほどの条例改正にも上げさせていただいた指定管理者の関係で委員さんの報酬を6万6,000円計上をさせていただいております。それから、13の委託料ということで3,788万円予算化をさせていただいております。めくっていただきますと、次の方で、4番で処理施設工事設計監理委託料、5番で管路実施出来高等設計委託料ということで、これは立田の早尾地区、立田地区の関係をお願いをするものでございます。それから、15の工事請負費ということで6億1,236万8,000円。これにつきましても、先ほど同様立田地内の早尾、立田地区の管布設等工事、処理場建設工事に伴う予算化をお願いするものでございます。それから、今年度も21で貸付金ということで、宅内配管で工事等なされる方のために2,600万円の予算を計上させていただいております。それから、大体対前年と変わったところはございません。

次に、はねていただきまして12、13ページの方で、コミュニティ・プラント事業費ということで、ここでそれぞれ予算を計上させていただいておりますが、これは佐屋地区の永和台の処理施設について必要な事務的な経費、いろんなものをここで計上させていただいております。

非常に簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議案第40号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第44・議案第40号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議

題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第40号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計予算。

平成18年度愛西市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億 7,792万 3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日提出、市長名であります。

内容は担当より説明申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、歳出の方からということで、8、9ページの方をごらんを賜りたいと思います。

8、9ページの下のところでは15工事請負費ということで、今回、管渠布設等工事費ということで9億円の予算をお願いしております。それから、変わったところでは下に備品購入費ということで38万 5,000円、金額は少額でございますが、この備品購入につきましては、マンホールの中を職員等がのぞく場合に、酸素欠乏とか、それから硫化水素等、供用中だとそういうガスが発生するおそれのある場合もございますので、そういった器具を取りつけてマンホール等をのぞくようにしたいということで、備品の購入をお願いしておるものでございます。

それから、はねていただきまして10、11ページの方では例年どおりということで負担金として2億 2,629万 1,000円。これにつきましては、日光川下流流域下水道事業の負担金ということで、これが大きなウエートを占めておるわけでございます。それから、5番で管渠布設に伴う鉄道工事負担金という項目がございます。これは佐織の勝幡地区におきまして、来年度推進工ということで、名鉄の踏切の下をくぐりたいと、このようなことで、その名鉄敷地内につきましては名鉄等の工事をお願いしてやるという格好になりますので、負担金ということで計上をさせていただいております。それから、補償、補填及び賠償金ということで、これは水道等いろんな補償が出てくるといけないということで、1億 3,500万円予算計上をさせていただいております。

甚だ簡単ですが、以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第45・議案第41号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第45・議案第41号：平成18年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたし

ます。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市長（八木忠男君）

議案第41号：平成18年度愛西市水道事業会計予算。

第1条としまして、平成18年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。お目通しをいただきたく思います。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入。第1款水道事業収益4億1,802万3,000円。支出としまして第1款水道事業費用4億7,363万5,000円であります。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,063万円は過年度分損益勘定留保資金1億2,145万6,000円、当年度分消費税資本的収支調整額917万4,000円で補てんするものとする。）

収入としまして、第1款資本的収入7,867万4,000円。支出としまして、第1款資本的支出2億930万4,000円であります。

第5条 一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

第6条としまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。お目通しをいただきたく思います。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) としまして、職員の給与費6,645万9,000円の内容でございます。

第8条 高料金対策のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,039万5,000円である。

第9条としまして、たな卸試算の購入限度額は、570万円と定める。本日提出、市長名であります。

内容につきまして、担当より説明を申し上げます。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、簡単に説明をさせていただきます。

4ページの方をごらんいただきたく思います。

4ページ、実施計画についてでございますが、収益的収入及び支出のうち、1款の水道事業収益予定額4億1,802万3,000円。この主な内容でございますが、これは第1項の営業収益第1目の給水収益ということで3億8,725万円。これは主に水道料金でございます。

それから、第2項の営業外収益ということで2目の他会計補助金3,039万5,000円。これにつきましては、人件費相当ということで一般会計からの補助をいただくものでございます。

それから次に支出関係でございますが下の段、水道事業費用予定額ということで4億7,363万5,000円で、主な内容といたしましては、営業費用の第1目原水及び浄水費ということで2

億 3,567万 1,000円。これは主に原水及びろ過に要する経費となっております。

それから、第4目の総係費 9,359万 2,000円。これは主に職員給与、収納事務と水道一般業務に係るものでございます。

それから、第5目の減価償却費 8,782万 4,000円。これは建物、構築物、機械及び装置等固定資産の償却費でございます。

それから、第2項の営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費ということで 494万 8,000円は企業債の支払いの利息を予定をいたしております。

なお、第3項で特別損失、第2目過年度損益修正損ということで 1,376万 1,000円。これは平成9年度から平成12年度までの未収金を地方自治法第236条、金銭債務の消滅時効の規定により不能欠損処分をするものでございます。

なお、この不能欠損につきましては、裁判等によりまして、水道の場合2年しかさかのぼれないというような判例が出てまいりまして、余計今年額が上づいたということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

次に5ページの方をごらんを賜りたいと思っておりますが、資本的収入及び支出についての御説明でございます。資本的収入、主に分担金ということでございまして、加入者分担金が 801万 3,000円。それから工事負担金、これは工事に伴う公共下水等で水道支障移転のときに下水の方からいただくというもので 5,512万 4,000円を予定し、それから他会計出資金というのがございますが、1,553万 7,000円、これは石綿管更新等を行う場合に一般会計からの補助等をいただくという予定で計上させていただいております。

なお、補てん財源としては、過年度分損益勘定留保資金ということで1億 2,145万 6,000円、それから当年度分消費税資本的収支調整額 917万 4,000円をもって赤字の補てんと充当をさせていただくというふうになっております。

それから、支出につきましては建設改良費ということで大きく予定をいたしております2億 592万 9,000円。これにつきましては漏水管の更新、相当管にもいろいろ古いところが出てきたので順次直していきたい。それから、営業設備費ということで、量水器の購入等 546万 1,000円を予定いたしております。

以下、次のページ等に詳細にわたって記載をさせていただいておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上で、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・諮問第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第46・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名であります。

記としまして、住所、愛西市町方町十二城13番地、氏名、佐藤綾女、昭和30年3月9日生。

諮問理由としましては、この諮問をするのは、伊藤由紀子委員の任期が平成18年6月30日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからであります。

本人の履歴書も添付をさせていただきました。参考にしていただけたらと思います。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第47・請願第1号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第47・請願第1号：出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○57番（金森懿一君）

題目につきましては議長の方から御説明がございましたように、この請願を読み上げて提案にかえたいと思います。ひとつよろしくお願いをいたします。

請願者の名前は、愛知県司法書士会から会長の大須賀憲太、また日本司法書士政治連盟愛知会会長の溝口さんという方、その他から出ておりました。書士の人と若干話をしたんですが、私たち総務委員会の委員長の方からも取り上げるべく紹介議員になれというようなこともございまして、いろいろ勉強しましたが、今日では法律で決まっている20.2%の金利以外に29.2%まで取ってもいいという枠があるそうでございます。借りる方は金利に関係なしに借りてしまって、後からえらい目を見ておるといようなこともあって、来年に法が改正されるというチャンスであるから、この際、そういう請願を国に出してほしいといようなこともあって取り上げさせていただきました。

読み上げますと、愛西市議会が、国会及び政府に対して、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という）及び「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」という）を下記のとおり改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう要請いたします。

記として、一つ、出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げる。二つ、貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。三つ、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

大きな見出しは三つで、あと細かくは次からの3ページにわたって書いてございます。

ひとつ勉強していただいて、御協力を願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第48・陳情第2号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第48・陳情第2号：医師・看護職員確保対策の充実についての陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第49・陳情第3号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第49・陳情第3号：精神障害者の医療費助成制度の改善と、愛知県に「精神障害者の医療費助成を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第50・陳情第4号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第50・陳情第4号：国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書の採択を求める陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、会議規則第36条第2項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第51・議案第22号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第51・議案第22号：海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。質問はありますか。

〔発言する者あり〕

○38番（永井千年君）

今回、水防事務組合の議会の定数の変更と、次の23号では環境事務組合の定数の変更につい

て出ておりますけれども、まず一つは、今回、議会運営委員会のメンバーについては話を聞いているわけでありますが、他の皆さんはきょう来ていきなりこの22号以降について議決してくれということで、全く勉強したり調査したりする時間がないというやり方になっているわけですが、一つはどのようにしてこういう提案という形になったのかということについて、まず説明をいただきたいというふうに思います。

それから、一部事務組合については他に南水であるとか休日であるとか、南水は15名という減になっておりますし、休日については10名ということになっております。この二つについては今回提案はされていないわけでありまして、この水防事務組合と環境事務組合だけが提案されていると。水防事務組合についての5名というのは、どうしてこの5名という数字が出ているのか。ちょっと提案に至る経過について御説明をいただきたいというふうに思います。それが1点であります。

それから、議員定数の削減という問題については、これは管理者だけで決めて、該当する水防事務組合の議長さんとか副議長さんを含めて、事前に説明があったのかどうか。当然、私たちが定数30ということを決める上で大変な議論を時間もかけて議論してきたわけでありまして、この議会の問題については、やはり一部事務組合であったとしても議員自身がきちっとした説明を受けて議論をしていく必要があるというふうに思いますが、そのあたりはどのように判断をされて今回の提案になったのでしょうか。御説明いただきたいとします。

#### ○市長（八木忠男君）

まず水防の定員であります、これは合併によりまして自治体数が減って、定員が減ったということでもあります。

そして、環境組合の方、議長に連絡がしてあるかということをお私、確認をしております。申しわけありません。また次の議会で協議がなされると……。

〔発言する者あり〕

水防の定員は先ほど申し上げました合併によって市が誕生して、自治体数の減少による減ということでもあります。市の方は5名が3名ということでありまして、その中には消防団長さんが1名含むということでもあります。議員さんの方からは、議員さんが1人、そして各団長さんが各市町村それぞれ1名入っていただくということで、町村の方は2名となっております。市の方は3名中2名が議員さんからで1名が消防団長ということでもあります。

そして、海部津島環境事務組合の点につきましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、休日診療所組合、あるいは水防組合の海部津島地区のそうした組合に関するところを参考にして1名ずつ減をし、市は2名と、町村は1名ずつということになったわけでありまして、この件について、事前に議長の方へ管理者から話があったかどうかは、先ほど申し上げましたように確認はしてございません。

#### ○38番（永井千年君）

私が聞いているのは、今、市長さんから合併に伴ってという話なんですけれども、合併に伴ってということじゃなくて、5人から3人に市の段階で減らしているわけでありまして、なぜ

市が減らす提案になったのかということを知っているわけでありませぬ。

○市長（八木忠男君）

これは環境組合、あるいは水防組合もそうですが、全体の見直しも考え、この合併を期に考えたということでありませぬ。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、これにて質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第22号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議があるという御意見でございますので、起立により採決をとります。

省略することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数でございます。よって、委員会に付託することは省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第52・議案第23号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第52・議案第23号：海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○44番（加藤敏彦君）

環境事務組合の定数の変更ですけれども、2月20日に環境事務組合の議会が行われて、きょう出されている諸般の報告の中にもその経過が述べられております。これは規約変更部会を管理者の中で設置され、名称の変更、定数の変更、負担金等について協議をされた結果提起されておりますが、組合議会の中でも津島の杉山議員が議会の問題を議会に相談もなく提案されているという点が1点と、それから40億の規模の予算があるにもかかわらず各自治体から1名の議員しか選出しないというのは、やはり議会の審議権の軽視ではないかという指摘がありましたが、議会に相談なく提案されたかどうか、永井議員の質問に対して市長はわからないということですが、そういう議会に相談なく議会にかかわる問題を提案しているということについては、市長はどのように考えられますか。これでいいのか、一方的過ぎると思ひますけれども。

○市長（八木忠男君）

はい、お答えをいたします。

加藤議員も組合議員でありまして、その場でも提案された折にも質問もされたわけでありまして。そのときも御意見として、当然管理者にもお聞きをされる、次もありますので、していただければいいですけども、私が今現段階その確認はしておりませんということでありまして、連絡が足らなかったかなあということは思わんでもありません。

○44番（加藤敏彦君）

議会にかかわる問題、要するに環境組合については住民の代表の議員が出て審議するわけですから、その審議する上で議員の定数がふさわしいものかどうかという点では、やはり議会の意見を聞くのは当然のことであって、今の市長の発言というのは非常に議会軽視的な面があるというふうには私は思います。市長の見解はそういう見解だということで、これは考え方が議会の考え方と管理者側の考え方と違いがあると認識させていただきます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○38番（永井千年君）

さきの水防事務組合とそれから環境事務組合のこの二つを比較すると、僕は大変わかりやすいと思うんですけども、水防事務組合の18年度の予算が3,110万1,000円なんですね。それに対して環境事務組合というのは44億2,518万8,000円ということで、水防事務組合は21名の議会になると。一方、44億を超える、仕事の内容も大変、ごみだけじゃなくて資源も含めた大きな、旧でいえば立田村や八開村よりも大きな予算を抱えているような議会が11名と。非常にアンバランスになっているというのが1点であります。

もう一つは、議員11名というのは、例えば年間1万8,000円ぐらいの議員に対する報酬でありますから、11人削ったとしても19万8,000円のカットなんですね。なぜこの19万8,000円の金額をカットして、いわゆる多様な意見が議会に反映されたりチェック機能をきちっとしていくという点で、決してこの金額というのは行政改革だとかいう名前と呼べるような代物ではないというふうに聞いておりますが、環境事務組合でも行政改革の一環だというふうな説明がありましたので、私はほとんどない話だというふうに思いますがそのあたり、議会のチェック機能や民主主義という観点から見て、この19万8,000円を削る意味というのをどのように市長は提案をされて、市長は検討委員会の4首長の1人でありまして、考えられて提案することにまとめられることになったのか。もう少し突っ込んで説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（横井滋一君）

皆さんにお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合のより、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御意義なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

市長、答弁願います。

○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁と同じでありますけれども、休日診療、そして水防組合も同じような人数でお願いをしたということでございます。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑よろしいですか。

[挙手する者あり]

○25番（中島義雄君）

いろいろ議論されていますけど、この事務組合の関係で言いますと、一つは私非常に定数削減が一方的というか形式的に行われているというふうに思いますが、一つは海部南部水道企業団は愛西市では6人ですね。ところが、今回これを事務組合では11人の定員にしてしまうということでは、今の中では本当に問題があるんじゃないかと。

それからもう一つは、ごみや資源の関係でも随分いろんな問題点が出てきておるという状況の中では、やはり今の定数でやっていくべきで、減らす理由は私はさらさらないというふうに思いますので、この今の案については私は納得できない、反対だということで申し上げます。

○議長（横井滋一君）

それでは、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第23号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議がありの声がございますので、採決により諮らせていただきます。

委員会への付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

起立多数でございます。よって、委員会への付託は省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第53・議案第24号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第53・議案第24号：海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました議案第24号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第54・議案第22号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第54・議案第22号：海部津島水防事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○38番（永井千年君）

今の質疑の中でも、やっぱり議会制民主主義という観点からものがなかなか考えられていないという感じを非常に私は強く持ちました。この水防事務組合でいえば、5人議員を減らすということは、金額でいえば9万5,000円という金額なんですね。これだけの金額をカットすることによって、水防事務組合にも多様な意見の反映が行われないう方向に向かいますし、したがって多様な意見の反映がされなければチェック機能も低下するということになりますので、たとえ5人であったとしても、私はこの提案に対しては反対といたします。

○議長（横井滋一君）

次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第55・議案第23号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第55・議案第23号：海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

○44番（加藤敏彦君）

議案第23号の海部津島環境事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、反対の討論を行います。

この議案につきましては、定数を22名から11名にするという内容であり、この44億円の事業規模を持っている組合に対して11名の各自治体から1名を基本とする選出の仕方では十分な議会の審議が諮られないと考えます。そして、こういう議会にかかわる重要なことにつきまして、管理者は事前の協議、相談もなく提案されているということに対しては、議会軽視も甚だしいという点から反対いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○3番（鏑川三津子君）

海部津島環境事務組合は多額な予算を抱えているという点と、やはり私は廃棄物というのは大変危険な代物であるということは、三重県のRDFの問題とか、各地で灰溶融炉の爆発事故等が起きております。海部津島環境事務組合の施設におきましても灰溶融を行っており、さまざまな危険をはらんだ施設であり、私たち住民の監視の目は不可欠であると思います。

よって、こういった焼却炉についても談合等大変多発しているといった問題もありますので、議員を減らすことには反対いたします。

○議長（横井滋一君）

ほかにも、討論はよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○27番（佐藤克典君）

賛成討論を行います。

私、環境事務組合の議員としてこの議会に出させていただいたということで、その中で今のようない見がたくさん出ました。その中で決定すべきであって、一我が市の市長を責め立てるような言動については若干、ここでもし万が一否決するようなことがあっては、これはおかしなことになるんじゃないかと思えます。そのような関係で賛成討論といたします。

○議長（横井滋一君）

ほかにも、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第56・議案第24号（討論・採決）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第56・議案第24号：海部南部水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月10日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時05分 散会

